

第4期桑名市障害者計画（令和3年度～8年度）

第6期桑名市障害福祉計画（令和3年度～5年度）

第2期桑名市障害児福祉計画（令和3年度～5年度）

## 計画書(案)

～障害があってもなくても

みんなが気持ちよく過ごせる

明るいまちづくり～

桑 名 市



# 目次

## 第1部 総論

### 第1章 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨	3
(2) 国や県、本市の動向	3
2 計画の位置づけ	6
(1) 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画	6
(2) その他の計画との関係	7
(3) 計画期間	8
3 計画に求められる視点	9
(1) 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進	9
(2) 地域包括ケアシステムについて	10

### 第2章 障害のある方を取り巻く現状

1 人口と障害者手帳発行状況	13
(1) 人口の推移と推計	13
(2) 障害のある人の状況	14
2 アンケート調査結果概要	17
(1) 権利擁護の推進	17
(2) 広報・啓発活動の推進	20
(3) 生活支援の充実	23
(4) 保健・医療の充実	26
(5) 障害に配慮したまちづくりの推進	28
(6) 情報提供・意思疎通支援の充実	30
(7) 安全・安心な環境づくりの推進	32
(8) 雇用・就業への支援	34

### 第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	39
2 計画の基本方針	40
(1) 障害を理解し思いやりのあるまちづくり	40
(2) 安心して暮らせるまちづくり	40
(3) 社会参加を応援するまちづくり	41

## 第2部 各論

### 第1章 第4期桑名市障害者計画（基本計画）

基本方針1 障害を理解し思いやりのあるまちづくり	47
（1）広報・啓発活動の推進	47
基本方針2 安心して暮らせるまちづくり	50
（1）生活支援の充実	50
（2）保健・医療の充実	54
（3）障害に配慮したまちづくりの推進	57
（4）情報提供・意思疎通支援の充実	59
（5）安全・安心な環境づくりの推進	61
（6）権利擁護の推進	64
基本方針3 社会参加を応援するまちづくり	66
（1）教育・文化芸術活動・スポーツ等の充実	66
（2）雇用・就業への支援	69
（3）行政サービスにおける配慮	71

### 第2章 第6期桑名市障害福祉計画・第2期桑名市障害児福祉計画

1 障害福祉計画・障害児福祉計画とは	75
2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の内容	75
3 障害福祉計画・障害児福祉計画策定にあたっての視点	76
（1）基本理念	76
（2）視点	77
4 障害福祉サービスの基盤整備の考え方	78
（1）基盤整備の考え方	78
5 令和5（2023）年度までに重点的に取り組む目標	80
（1）福祉施設から地域生活への移行	80
（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	82
（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実	82
（4）福祉施設から一般就労への移行等	83
（5）障害児支援の提供体制の整備等	84
（6）相談支援体制の充実・強化等	87
（7）障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築（新規）	87

6 障害福祉サービス等の成果目標と確保策	88
（1）訪問系サービス	88
（2）日中活動系サービス	90
（3）居住系サービス	95
（4）相談支援	97
（5）障害児支援（児童福祉法に基づくサービス）	98
（6）地域生活支援事業（市町村必須事業）	100
（7）地域生活支援事業（任意事業）	104



# 第1部

## 総論



# 第1章

計画策定にあたって

---



# 1 計画策定にあたって

## (1) 計画策定の趣旨

近年、国においては、障害者制度の集中的な改革を推進してきました。平成23年8月には、「障害者基本法」の一部改正により、共生社会<sup>1</sup>の実現が法律に明記され、平成24年10月には「障害者虐待防止法」の施行、そして平成26年4月には、障害者の日常生活・社会生活への支援を総合的かつ計画的に行うための「障害者総合支援法」が完全施行されるなど、障害者施策は大きく転換してきました。

こうした状況の中、本市では、障害者基本法に規定された障害者計画と障害者総合支援法に規定された障害福祉計画、児童福祉法に規定された障害児福祉計画を一体的に策定し、障害者施策の計画的な推進を図ります。

## (2) 国や県、本市の動向

平成18年の「障害者自立支援法」の施行から5年を経て、平成23年8月には、障害者基本法が改正され、その趣旨として障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすことが掲げられました。また、平成25年4月には、障害者自立支援法が障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という）として改正施行されました。同じく、平成25年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という）が成立し、さらに「障害者の雇用の促進等に関する法律」（「障害者雇用促進法」という）が改正されるなど、国内法の整備が整ったことから、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。平成18年12月国連採択。）を日本も締結しました。

---

<sup>1</sup> 共生社会：これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会を指すことば。

引き続き、平成 28 年 6 月に障害者総合支援法が改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることになりました。

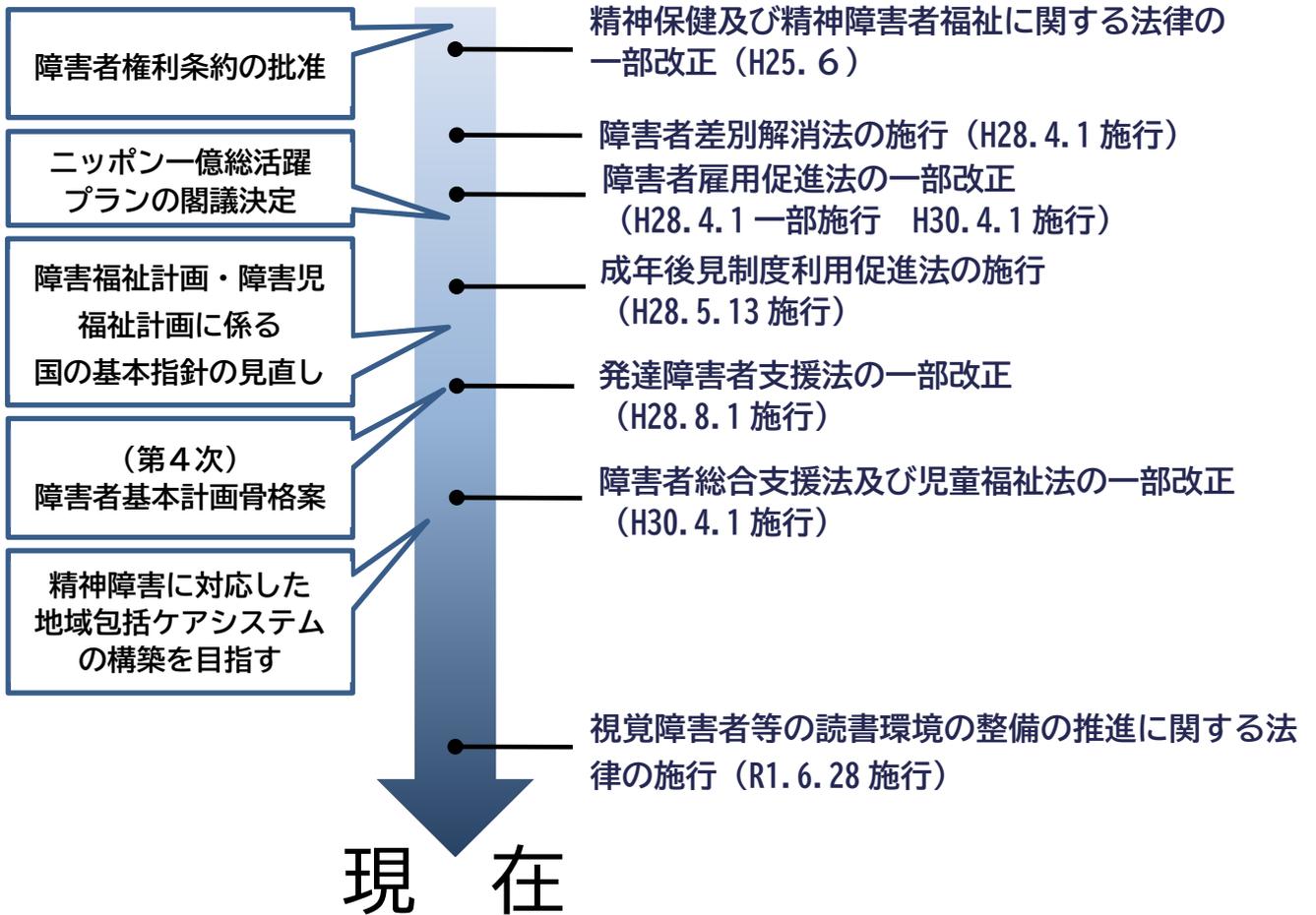
三重県においては、平成 18 年に「みえ障がい者福祉プラン」（平成 18 年度～平成 20 年度）を策定しました。平成 21 年 3 月には、県民や市町と協働して取り組む目標・施策について定めた「みえ障がい者福祉プラン・第 2 期計画（三重県障がい者プラン－第五次行動計画・三重県障がい福祉計画－第二期計画）」（平成 21 年度～平成 23 年度）を策定し、具体的な施策と必要なサービスの提供体制の確保に関して定めた県の障がい者施策の基本方針を示しています。そして平成 24 年 3 月には、障がいのある方もない方も、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」（平成 24 年度～平成 26 年度）が策定されました。現在は平成 27 年に策定された「みえ障がい者共生社会づくりプラン（2018～2020 年度）」により、施策を推進しています。

本市では、平成 27 年に「第 3 期桑名市障害者計画」を策定し、障害の有無にかかわらず全ての人が社会の対等な構成員として人格を尊重され、自己選択と自己決定のもとにあらゆる活動に参加できるノーマライゼーション社会の実現に向けて、障害者施策を総合的に推進してきました。

さらに、国や県の動向と歩調を合わせ、障害者や家族、支援者等の多くの市民の参画のもとに「第 5 期桑名市障害福祉計画及び第 1 期桑名市障害児福祉計画」を策定し、施策を推進しています。

また、障害のある方が地域において安心して暮らせるよう、地域生活に関わる現状や課題等を検討する協議の場として、平成 26 年 3 月に「桑名市地域自立支援協議会」を設置し、地域における支援体制を整備しています。

## 障害者施策の主な動向



## 障害者基本計画 (第4次)

### 【位置付け】

障害者権利条約批准後初の基本計画となるため、条約との整合性確保に重点が置かれ、障害者の自己実現と社会的障壁の除去のための施策の方向性が定められた政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定）

【計画期間】 平成30(2018)年度からの5年間

### 【基本的方向】

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
  - 社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ上の視点を取り入れて
  - アクセシビリティに配慮したICT等の新技術を積極的に導入
2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
  - 障害者施策の意思決定過程における障害者の参画、障害者本人による意思決定の支援
3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
  - 障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

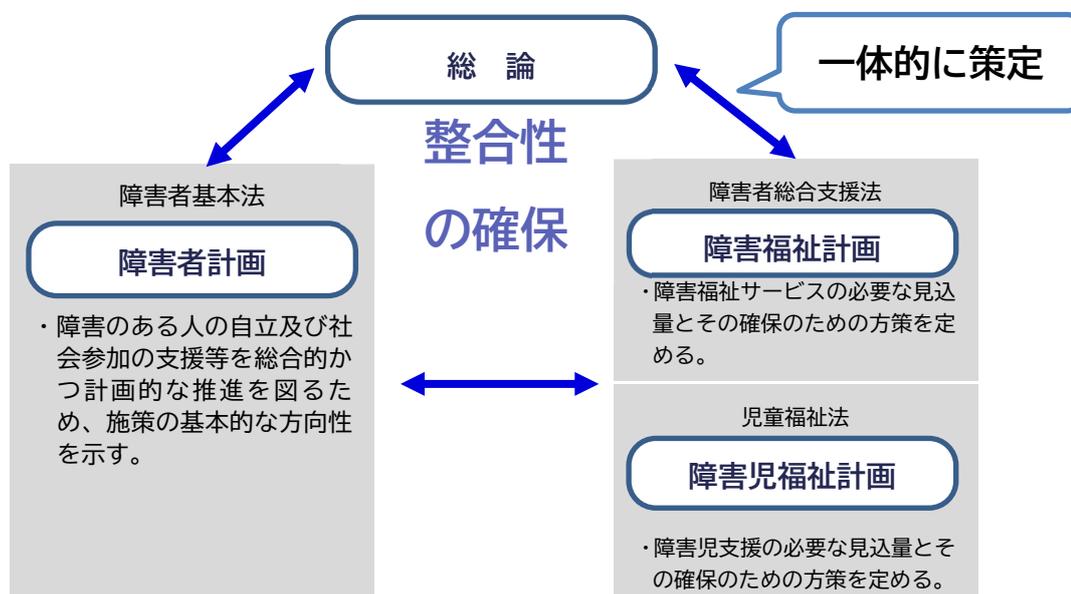
## 2 計画の位置づけ

### (1) 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

本計画は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画と、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画、及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画にあたります。

このうち障害者計画は、障害者に関する施策の方向性についての基本的な計画であり、これに対して障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害福祉サービスや相談支援、児童福祉法に基づくサービス及び地域生活支援事業について、サービスごとに必要な量の見込みとその見込量を確保するための方策を定めるものです。

本市では、障害者計画と障害福祉計画、障害児福祉計画を一体的に策定することにより、障害保健福祉分野のみならず、障害者関連の施策全体の推進を図り、サービスの提供体制や基盤の整備に取組み、障害者の自立と社会参加のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

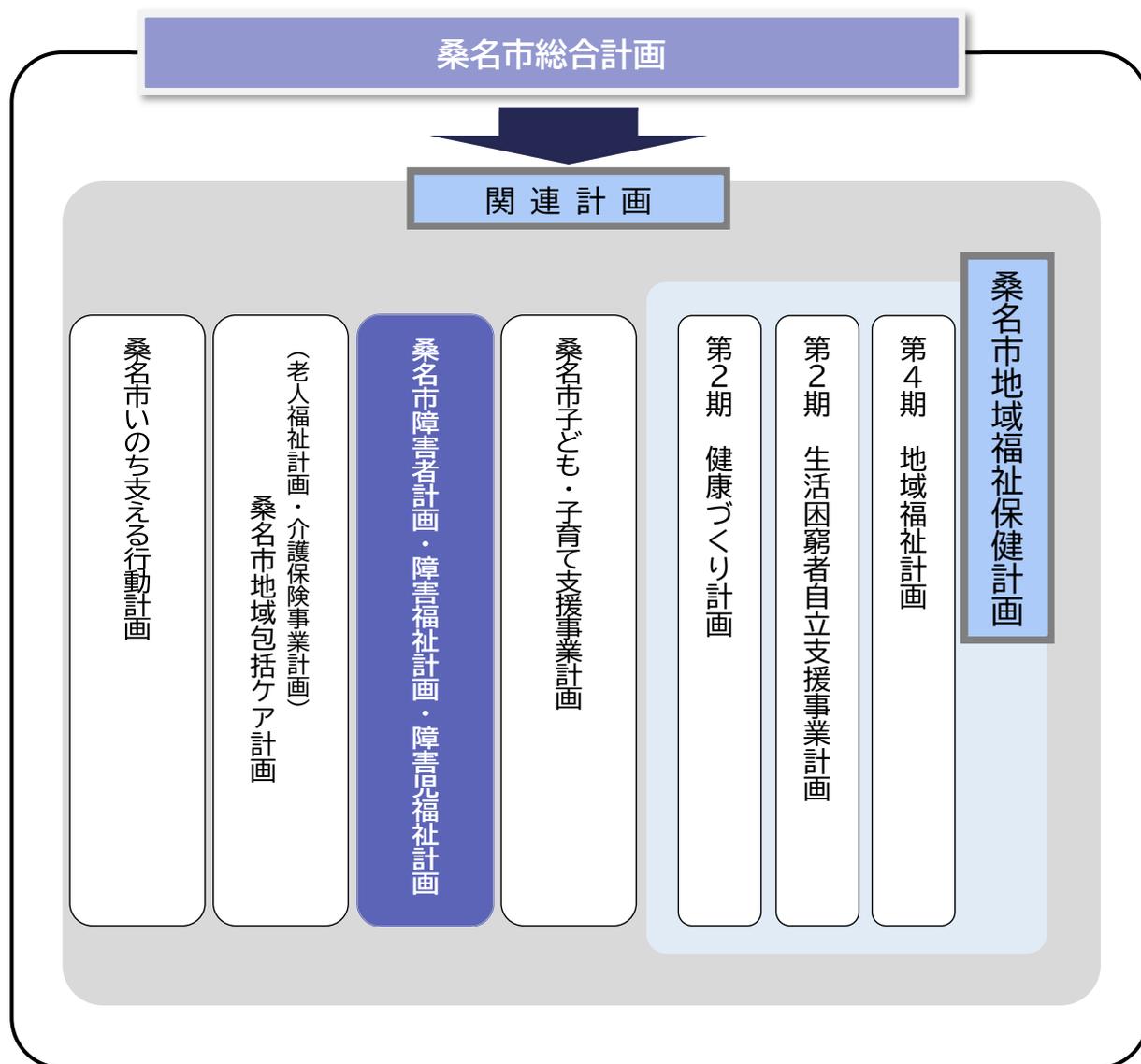


### 全体的な整合性を確保し総合的に施策を推進

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法第11条第3項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項	児童福祉法第33条の20
計画の性格	障害者施策全般の基本的指針を定める中長期的視点からの分野横断的な総合計画	障害者施策の中のサービス提供についての具体的な実施計画	障害児施策の中のサービス提供についての具体的な実施計画
計画の内容	保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発、広報など、障害者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの	障害福祉サービスや地域生活支援事業の種類ごとの必要量の見込み、見込量の確保の方策、人材の養成等について定めるもの	障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、必要量の見込み、見込量の確保の方策について定めるもの

(2) その他の計画との関係

この計画は、本市の上位計画である「桑名市総合計画」「桑名市地域福祉保健計画」との整合性を図ることはもちろん、保健、医療、福祉、教育、住宅など関連する計画と連携しながら、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけることを目指して策定したものです。



(3) 計画期間

この計画は、令和3年（2021）年度から令和8（2026）年度までの6か年計画です。ただし、サービスの見込量については3年間で見込んでおり、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの計画期間となっています。なお、国において障害者施策を含む社会保障制度改革が進められているため、計画期間内であっても、必要に応じてこの計画を見直す場合があります。



### 3 計画に求められる視点

#### (1) 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会<sup>2</sup>」の実現に向け、一億総活躍社会づくりが進められています。

国は、平成 28（2016）年 7 月に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくことを目指しています。

#### ①背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換	『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換
<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な対応</li> <li>○人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す</li> <li>○地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す</li> </ul>

#### ②改革の骨格

##### 〔地域課題の解決力の強化〕

- ・住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備
- ・複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- ・地域福祉計画の充実

##### 〔地域を基盤とする包括的支援の強化〕

- ・地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- ・共生型サービスの創設
- ・市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援体制のあり方の検討

##### 〔地域丸ごとのつながりの強化〕

- ・多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- ・社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

##### 〔専門人材の機能強化・最大活用〕

- ・対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- ・福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

厚生労働省資料をもとに作成

<sup>2</sup> 地域共生社会：制度や分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます（厚生労働省 HP より）。

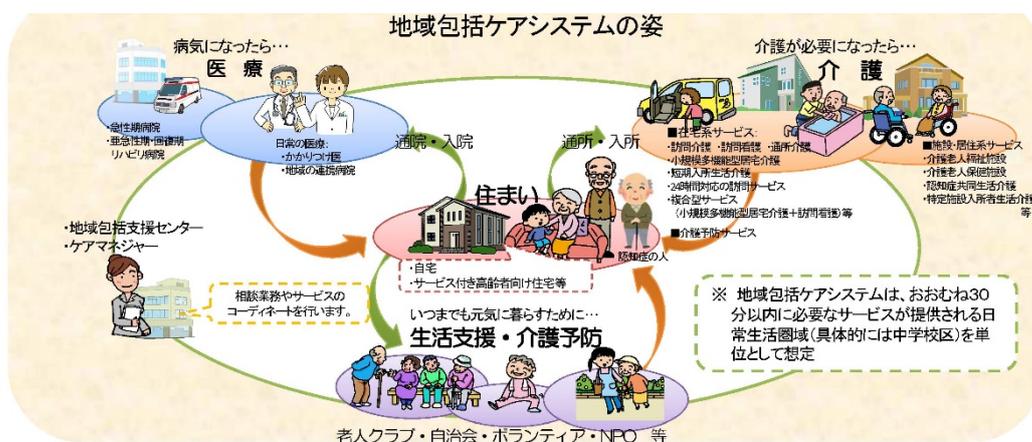
(2) 地域包括ケアシステムについて

少子高齢化の進展や人口減少社会への突入、社会保障費の増大等の社会的背景を受け、国においては、「地域包括ケアシステム」の実現に向けての取り組みを推進しています。

これにより、生活に必要な様々な要素が、利用者のニーズに応じて適切に組み合わせられ、入院、退院、在宅復帰を通じて、切れ目なく一体的にサービスが提供される「地域包括ケアシステム」の必要性が高まっています。

本市においては、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていること、また、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進の観点から、高齢者に限らず、障害者や子ども等、生活上の困難を抱える人が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民と公的支援が連動し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現するため、「桑名市地域包括ケア計画」を策定しました。前期障害福祉計画においては、この地域包括ケア計画との整合性を図り、関係部局や関係機関と連携し、各サービスや施策を推進してきました。

今後も引き続き関係機関等と連携し、障害者を含めた地域包括ケアシステムの構築を目指します。



# 第2章

## 障害のある方を取り巻く現状

---



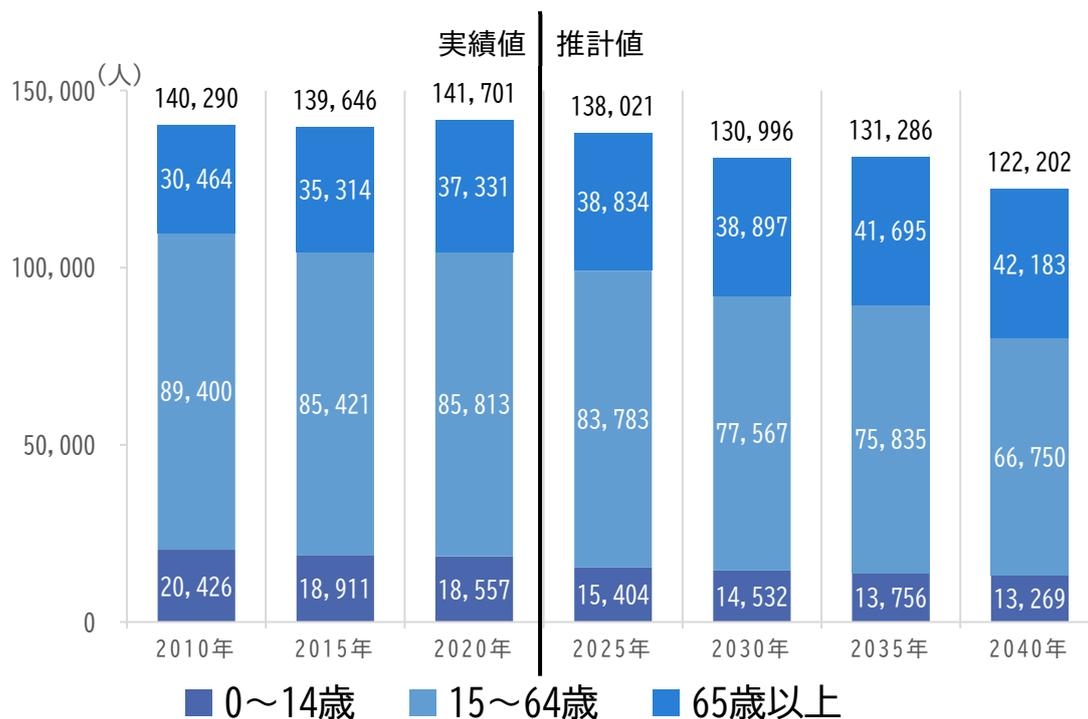
# 1 人口と障害者手帳発行状況

## (1) 人口の推移と推計

本市の人口は、2020年3月31日現在では141,701人となっています。

年齢3区分別で見ると、0～14歳（年少人口）及び15～64歳人口（生産年齢人口）は、減少傾向にあります。65歳以上人口（高齢人口）は増加傾向にあります。

少子高齢化の影響は、障害分野にも影響を与えており、障害者本人およびその介護をする家族も高齢化が進んでいます。高齢化によって新たな問題が生じることも多く、後期高齢者が全国で最も多くなる2025年を控えて喫緊の課題と言えます。



典拠：国勢調査

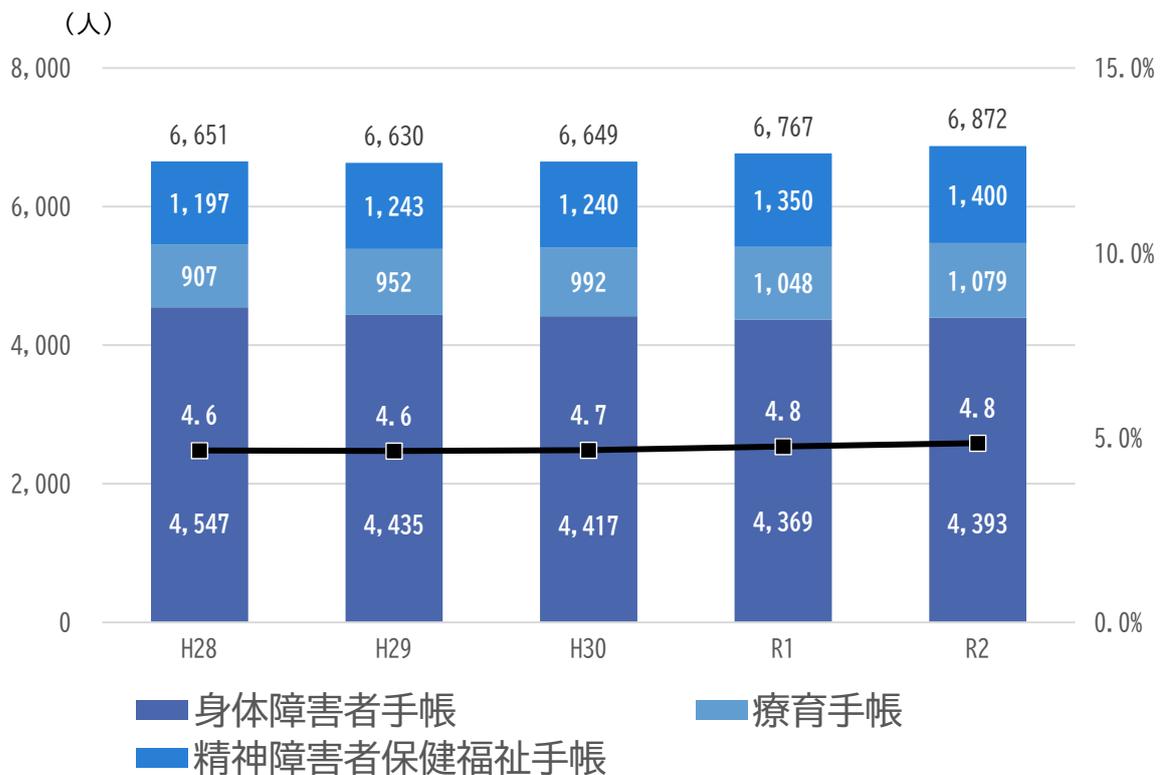
2020年のみ3月末時点の住基データ

(2) 障害のある人の状況

2020（令和2）年4月1日現在、本市には、身体障害者手帳所持者が4,393人、療育手帳所持者が1,079人、精神障害者保健福祉手帳所持者が1,400人で、合わせて障害者手帳を所持している人が6,872人います。

障害のある人は、やや増加傾向にあります。総人口に占める割合は、2020（令和2）年4月1日現在4.8%となっています。

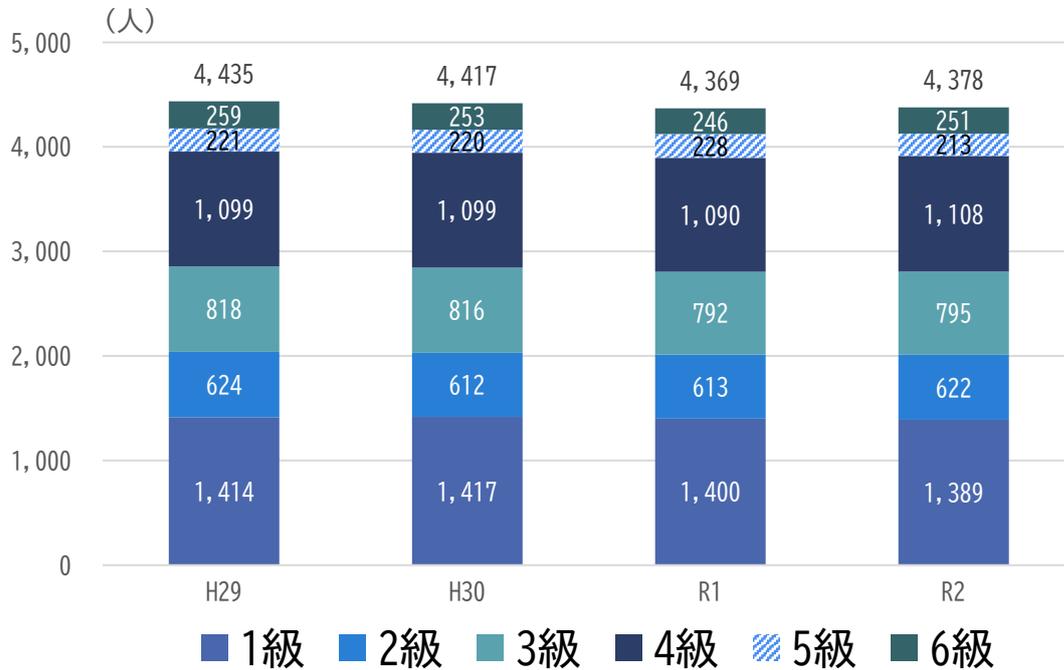
障害種別で見ると、身体障害者数は減少傾向にあります。療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。



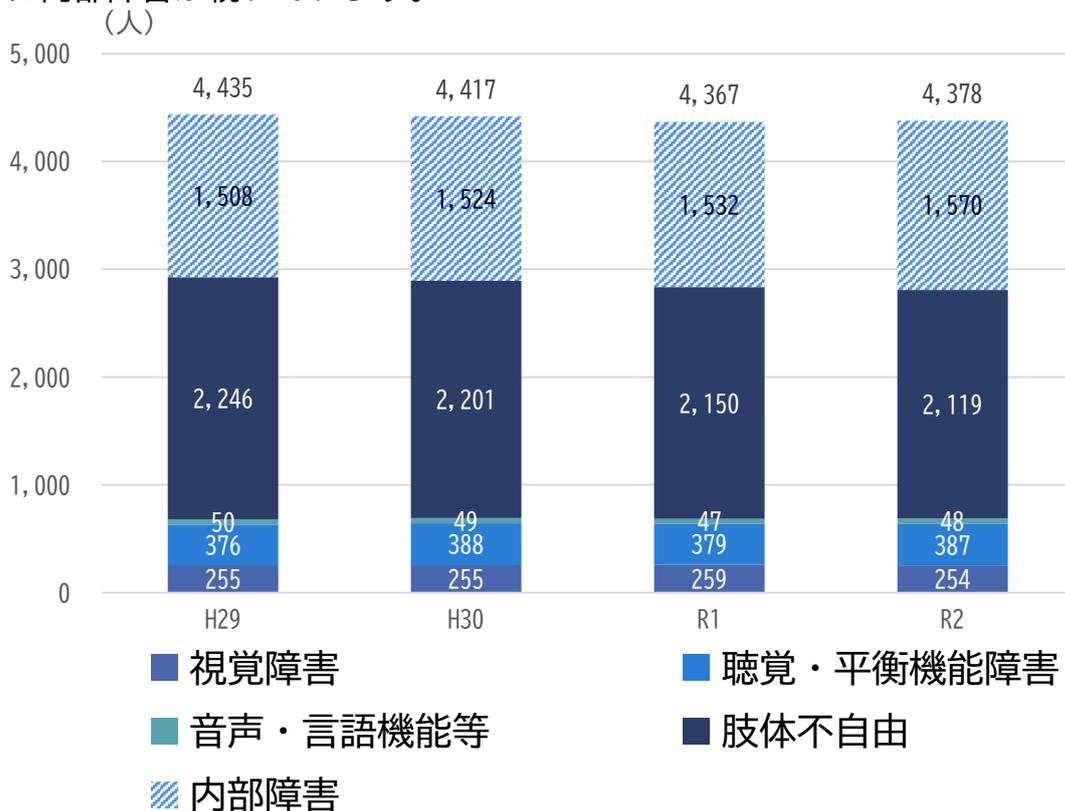
各年3月末現在

各年4月1日現在の身体障害者手帳所持者を障害等級別で見ると、どの年も「1級」が最も多くなっています。

その他の級をみても、経年で人数に大きな差異はみられません。

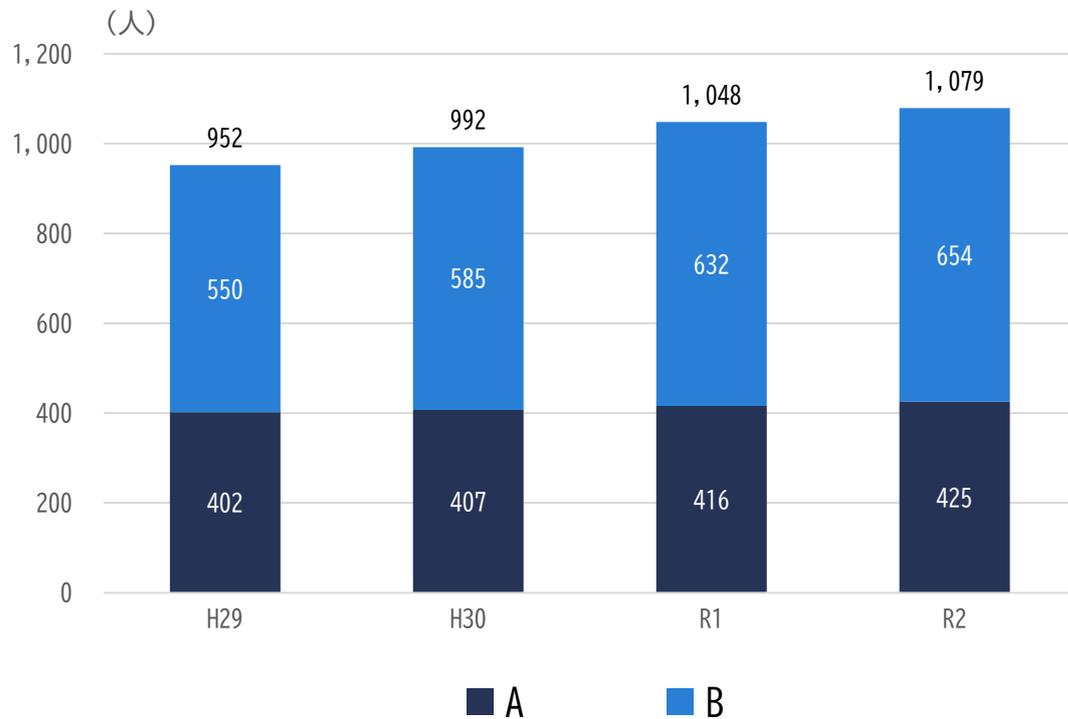


各年4月1日現在の身体障害者手帳所持者を障害の種類別で見ると、どの年も「肢体不自由」が最も多く、身体障害者全体の約5割を占めています。これに内部障害が続いています。

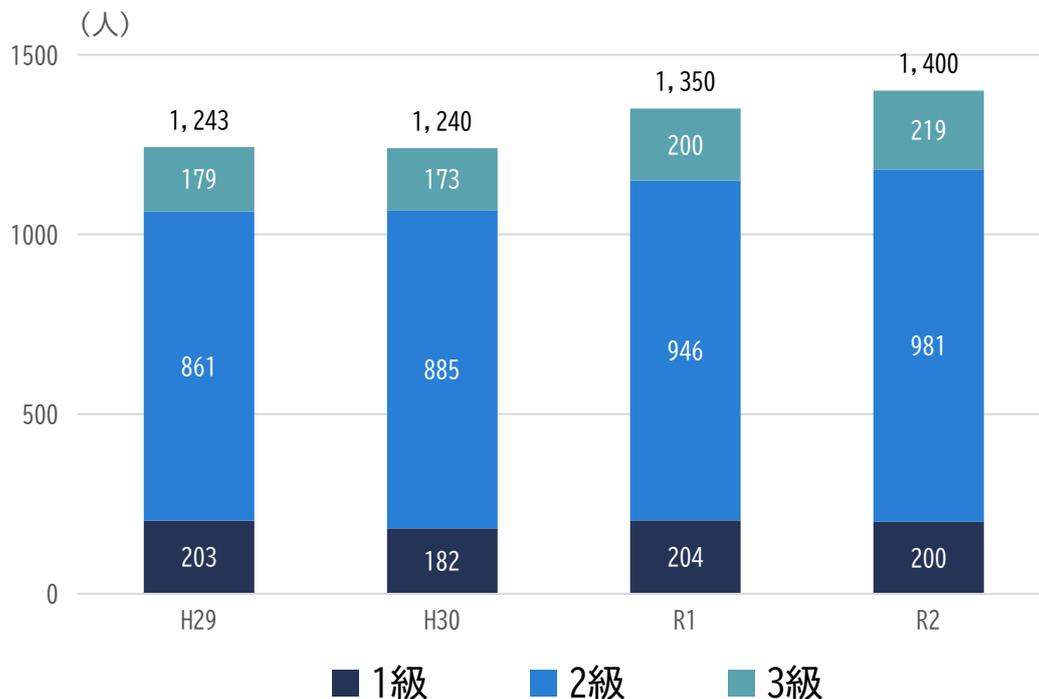


## 第1部 総論

療育手帳所持者は増加を続けており、令和2年4月1日現在では1,079人となっています。障害の等級別でみると「A1（再重度）～A2（重度）」が425人、「B1（中度）～B2（軽度）」が654人となっています。



令和2年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者を障害の等級別でみると、「2級」が981人と最も多く、精神障害者全体の約7割（70.1%）を占めており、次いで「1級」が200人、「3級」が219人となっています。平成29年からの推移をみると、「2級」「3級」が増加傾向となっています。

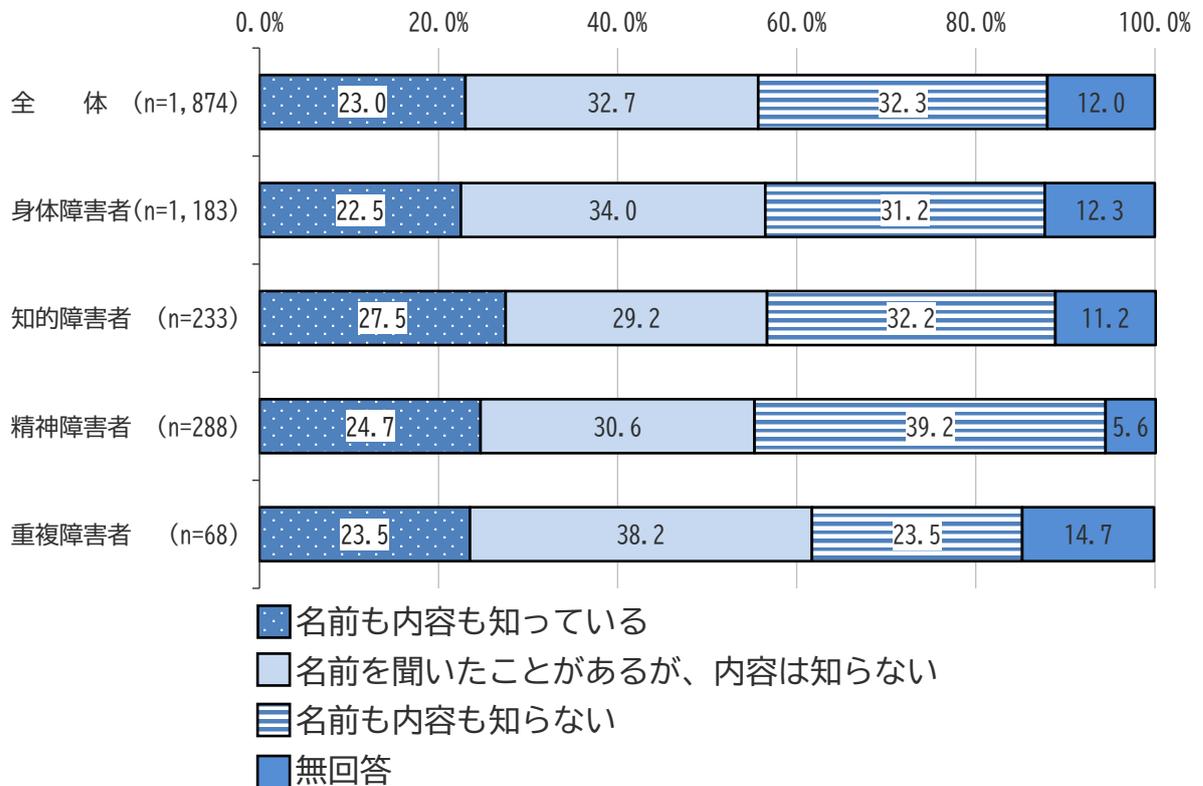


## 2 アンケート調査結果概要

### (1) 権利擁護の推進

〔障害者〕問48 判断することが困難な障害がある方などの権利を擁護するため、財産管理などの法律行為に関する援助や生活面の支援を行う成年後見制度についてご存じですか。(〇は1つ)

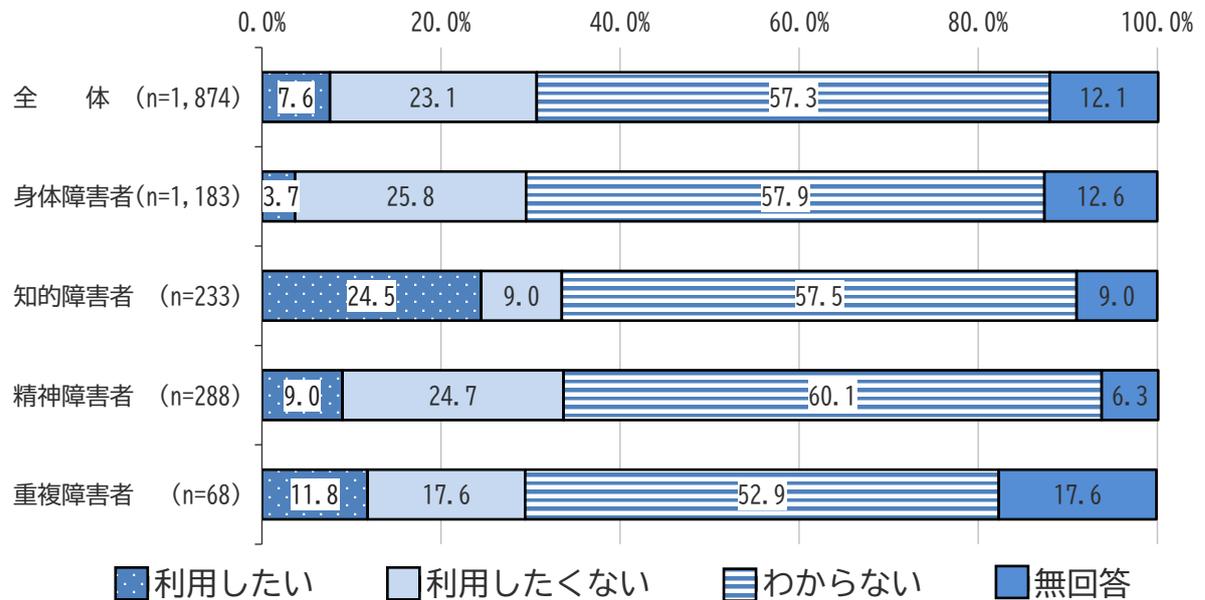
「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(32.7%)が最も多く、次いで「名前も内容も知らない」(32.3%)、「名前も内容も知っている」(23.0%)となっています。



第1部 総論

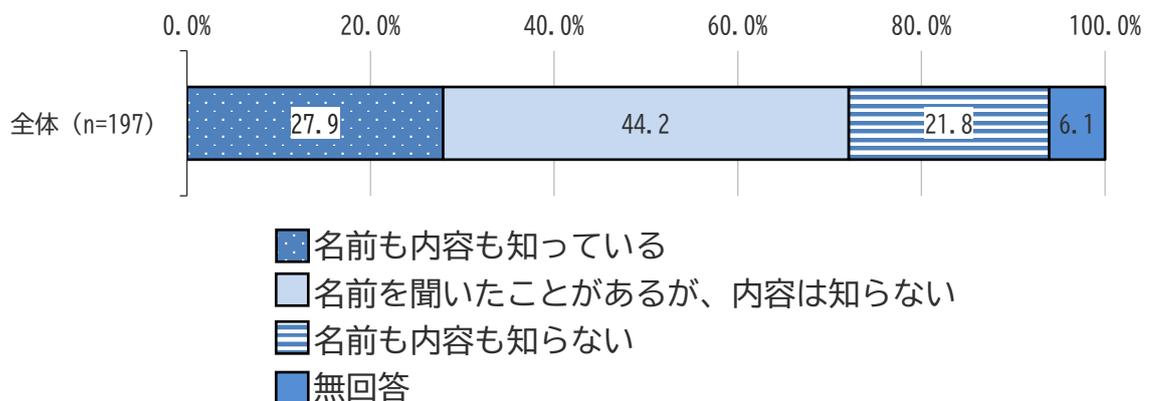
【障害者】問50 あなたは、成年後見制度を今後利用したいですか。(〇は1つ)

「わからない」(57.3%)が最も多く、次いで「利用したくない」(23.1%)、「利用したい」(7.6%)となっています。



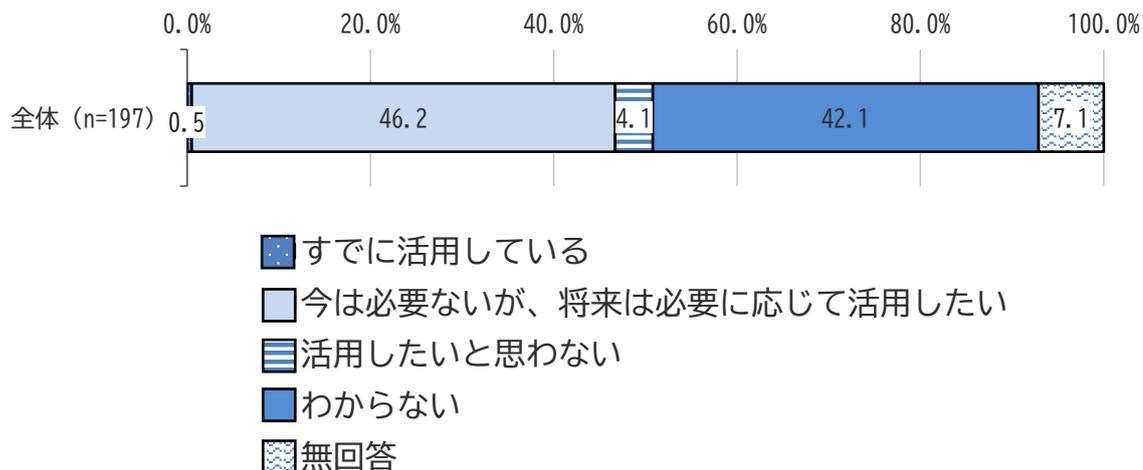
【障害児】問39 成年後見制度について知っていますか。(〇は1つ)

「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(44.2%)が最も多く、次いで「名前も内容も知っている」(27.9%)、「内容も名前も知らない」(21.8%)となっています。



【障害児】問40 成年後見制度を活用したいと思いますか。(〇は1つ)

「今は必要ないが、将来は必要に応じて活用したい」(46.2%)が最も多く、次いで「わからない」(42.1%)、「活用したいと思わない」(4.1%)となっています。



### 障害者団体ヒアリング結果

障害のある方とその家族の方が日常生活を送るうえで困っていること、不安なこと、また必要な支援などについて

- ✓ 親亡き後、どうしたらいいのか。施設にお世話になるのか。自分で暮らしが出来るようにした方がいいのか。本人もどうしたいのかわからないみたいで、親も決めかねている。

### 障害福祉サービス事業所ヒアリング結果

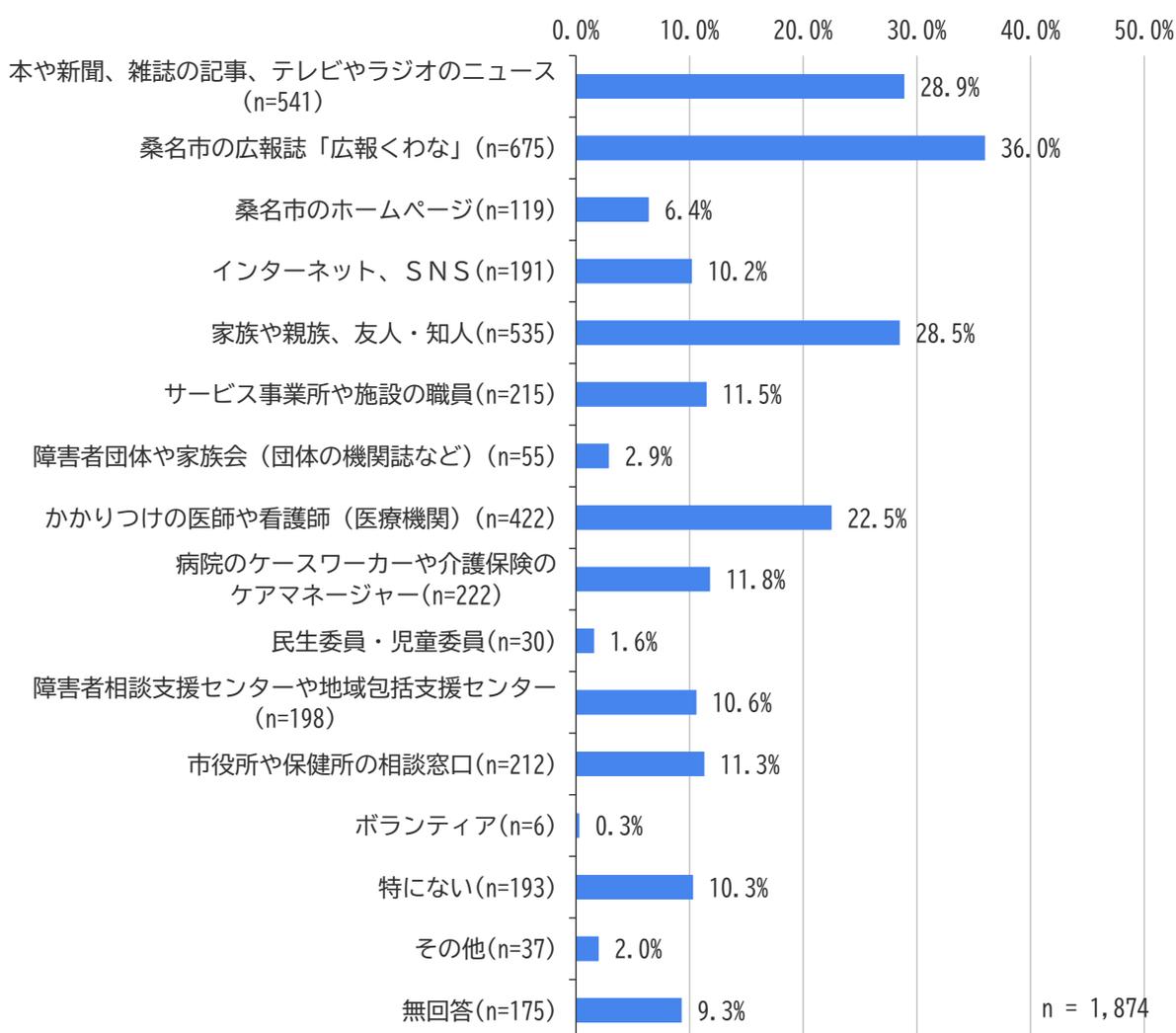
障害者を取り巻く現状や、身近に感じている課題、また桑名市に対するご意見等がございましたら、ご記入ください③相談情報提供について(相談体制、情報提供、権利擁護についてなど)

- ✓ 親が相当な年齢になりつつあるので、成年後見制度の周知、拡大は重要であると思う。
- ✓ 「権利擁護」という言葉と意味について浸透していないと感じる。
- ✓ 自治会による回覧板で目にすることはあっても「我が事」となっていない部分もあり、様々な機会、さらに学校教育などで日頃から「権利擁護」という視点を育てていくことが必要だと考える。

## (2) 広報・啓発活動の推進

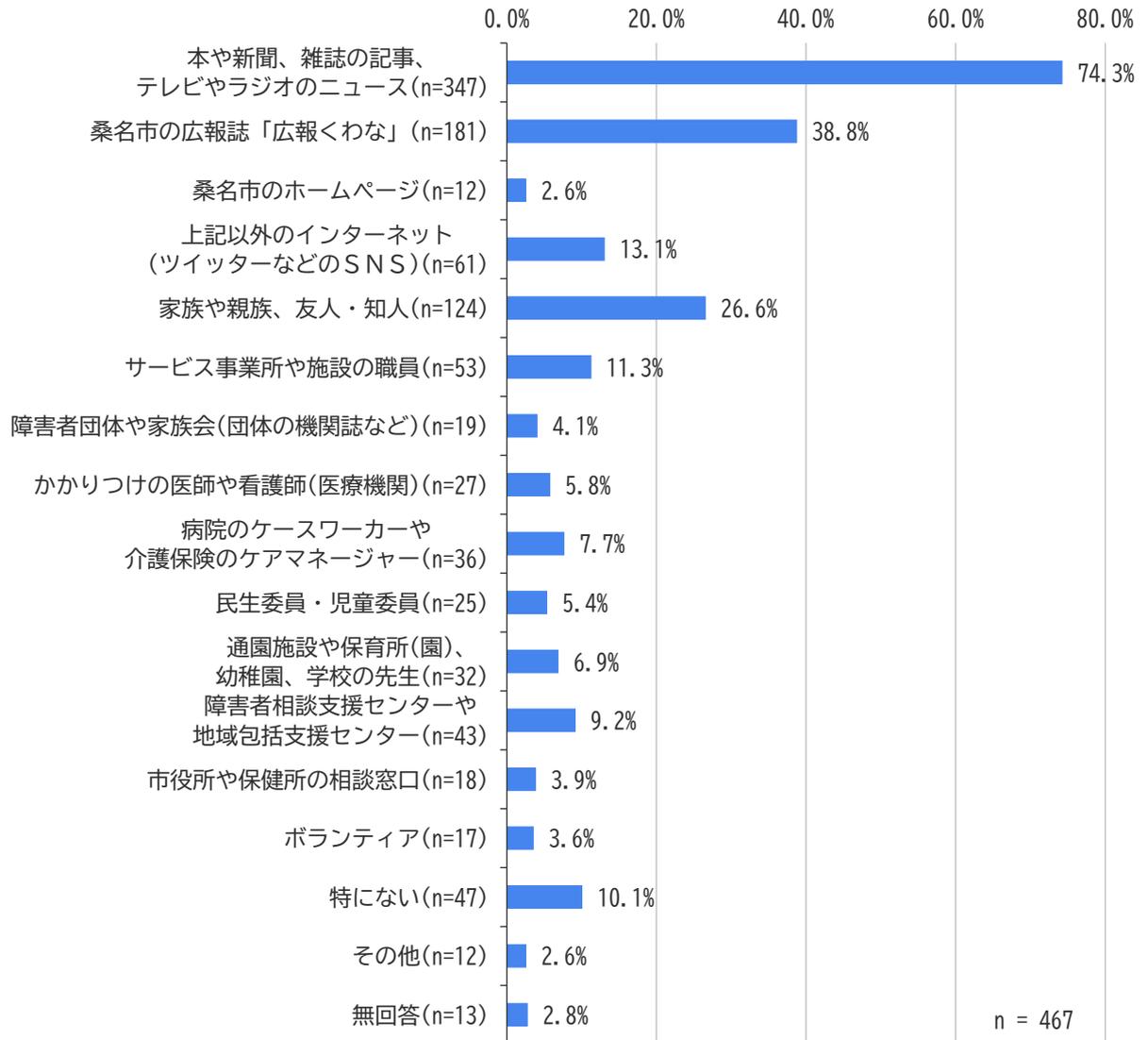
〔障害者〕問39 あなたは、障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

「桑名市の広報誌『広報くわな』(36.0%)が最も多く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(28.9%)、「家族や親族、友人・知人」(28.5%)となっています。



〔一般〕問14 あなたは、障害福祉に関する制度、または情報などをどのように得ていますか。  
(あてはまるものすべてに○)

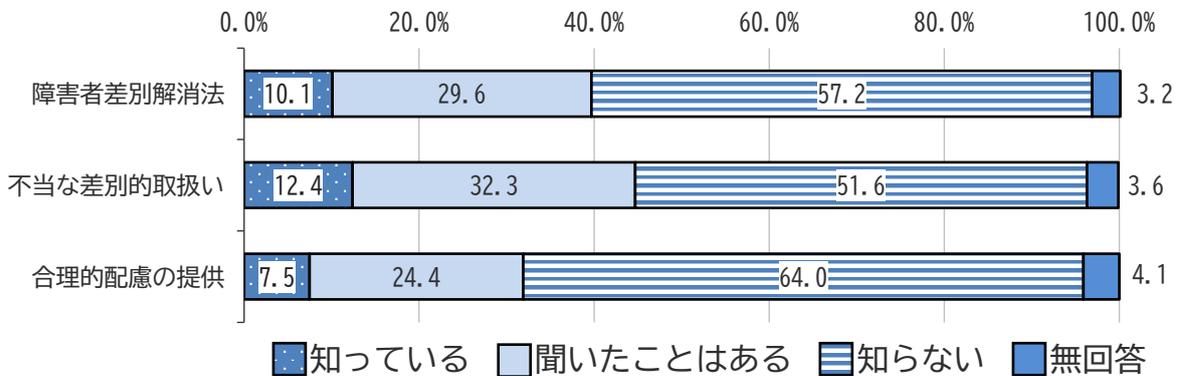
「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(74.3%)が最も多く、次いで「桑名市の広報誌『広報くわな』」(38.8%)、「家族や親族、友人・知人」(26.6%)となっています。



第1部 総論

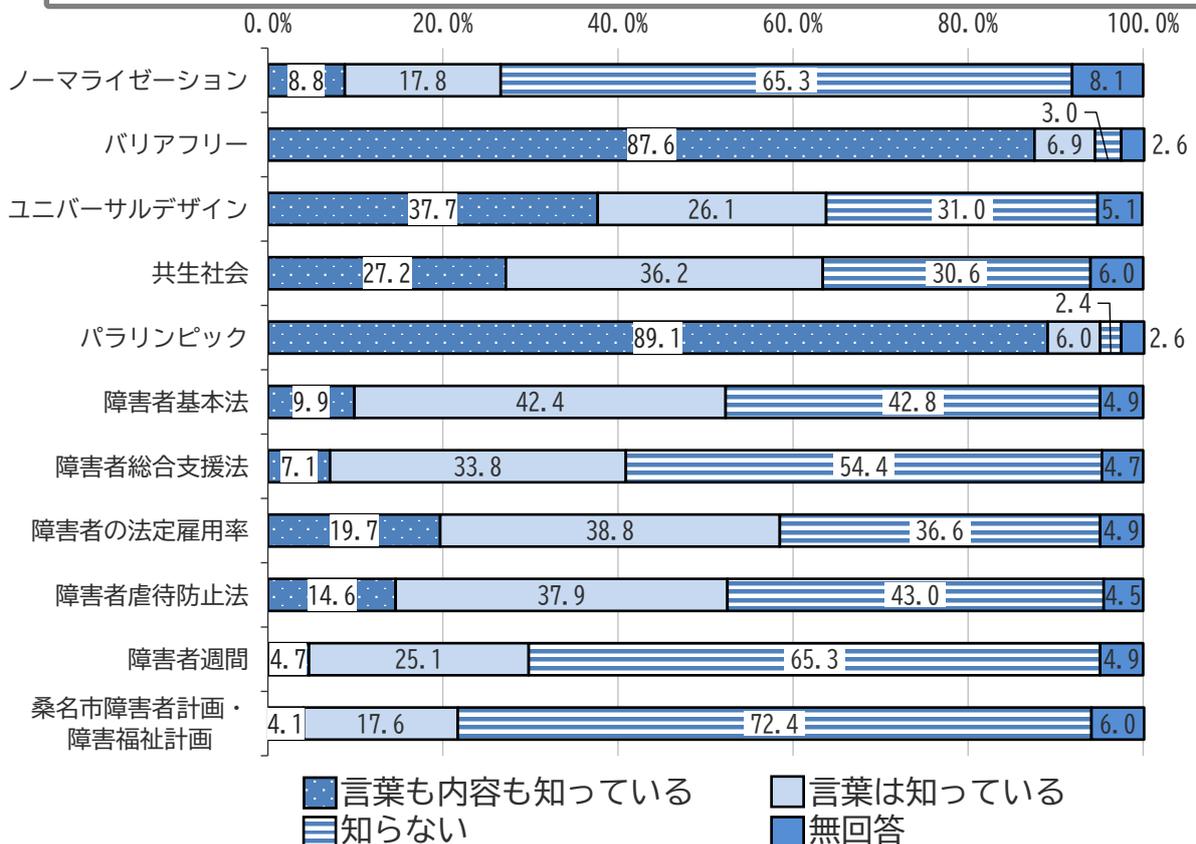
(一般) 問11 障害者差別解消法では障害のある方に対する「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」について示されていますが、あなたはご存知ですか。(それぞれ1つに○)

全ての項目で「知らない」が最も多く、次いで「聞いたことはある」、「知っている」となっています。



(一般) 問12 あなたは、障害のある方に関係のある次の言葉などについて知っていますか。  
①から⑩のそれぞれにお答えください。(①から⑩それぞれ1つに○)

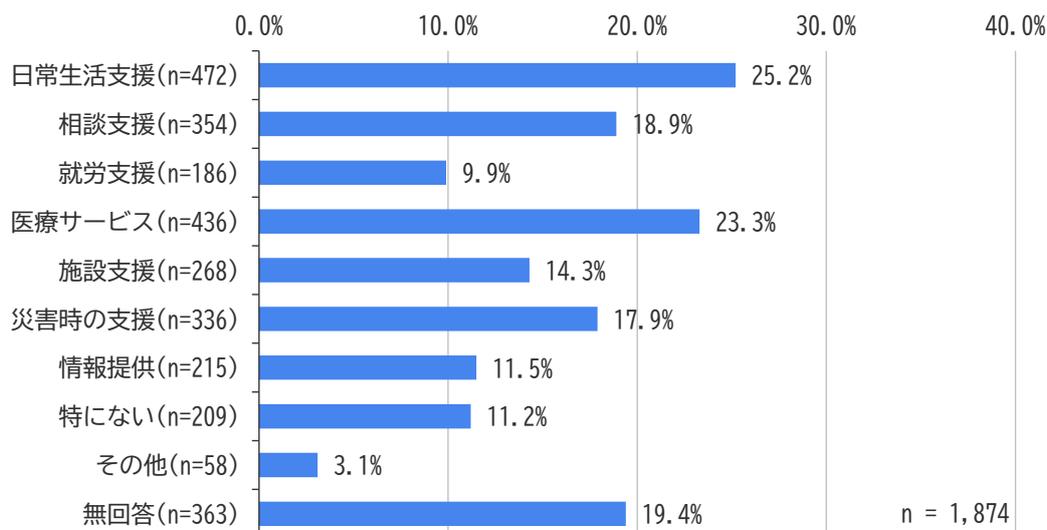
バリアフリー (87.6%)、ユニバーサルデザイン (37.7%)、パラリンピック (89.1%)、で「言葉も内容も知っている」が最も多く、共生社会 (36.2%)、障害者の法定雇用率 (38.8%) で「言葉は知っている」が最も多く、ノーマライゼーション (65.3%)、障害者基本法 (42.8%)、障害者総合支援法 (54.4%)、障害者虐待防止法 (43.0%)、障害者週間 (65.3%)、桑名市障害者計画・障害福祉計画 (72.4%) で「知らない」が最も多くなっています。



(3) 生活支援の充実

〔障害者〕問62 あなたが、暮らしやすくなるために、さらに充実してほしいことはどのようなことですか。(2つまで○)

「日常生活支援」(25.2%)が最も多く、次いで「医療サービス」(23.3%)、「相談支援」(18.9%)となっています。



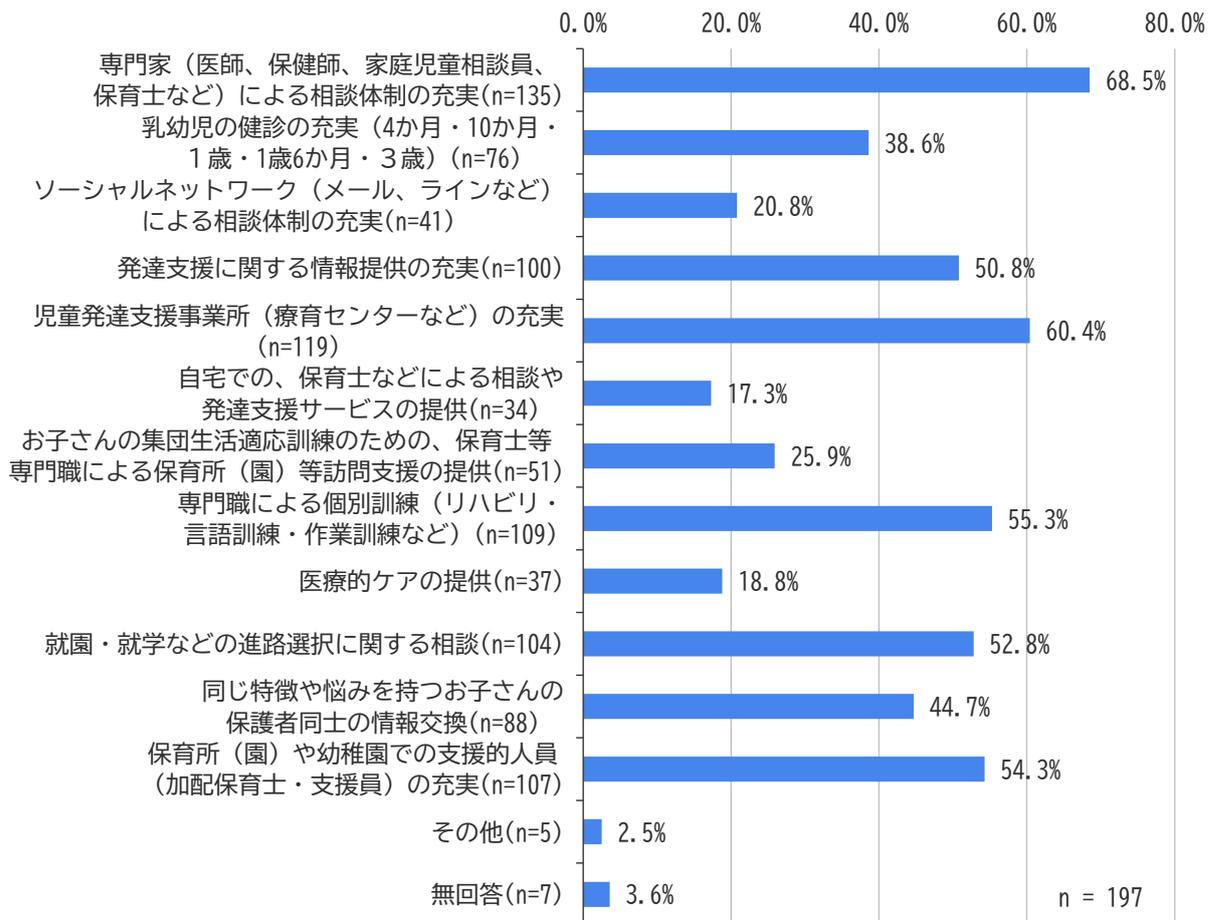
		(有効回答数)	日常生活支援	相談支援	就労支援	医療サービス	施設支援	災害時の支援	情報提供	特にない	その他	無回答
全体		1,874	25.2	18.9	9.9	23.3	14.3	17.9	11.5	11.2	3.1	19.4
障害の状況	身体障害者	1,183	25.6	16.1	4.7	24.5	10.5	19.7	12.3	12.5	2.2	20.9
	知的障害者	233	27.9	19.7	18.5	20.6	33.9	18.0	8.6	6.4	3.4	12.9
	精神障害者	288	24.7	31.6	25.0	23.3	13.2	13.5	11.1	8.7	6.3	11.1
	重複障害者	68	27.9	22.1	11.8	23.5	29.4	19.1	10.3	4.4	2.9	20.6

単位: %

第1部 総論

【障害児】問22 発達に関する不安や障害のあるお子さんが早期に適切な支援をうけるために必要なことは何だと思えますか。(あてはまるものすべてに○)

「専門家(医師、保健師、家庭児童相談員、保育士など)による相談体制の充実」(68.5%)が最も多く、次いで「児童発達支援事業所(療育センターなど)の充実」(60.4%)、「専門職による個別訓練(リハビリ・言語訓練・作業訓練など)」(55.3%)となっています。



## 障害者団体ヒアリング結果

障害のある方とその家族の方が日常生活を送るうえで困っていること、不安なこと、また必要な支援などについて

- ✓ 親子ともに高齢化で、体力・気力が失われつつあり、親なき後の事が案じられる。
- ✓ 親の介護もあるので自分の体力がいつまでもつか。みんなも同じだと思うが、自分が倒れたら終わりという状態である。1日を何とか今はやっている。でもいつまで頑張れるのか、もし自分に何かあったらと思うととても不安。今、月に1度ショートを利用させてもらっているが、少し遠いのでいざという時、地元で対応して頂ける所があると良いと思う。
- ✓ 日常生活を送る中で、困ることはみんな一緒だと思う。土日や長期の休み、又、親の体調不良等の事情がある時に、安心して行かせられる所、24時間、365日いつでも受け入れOKな所、生活介護や日中一時が対応可能な場所が欲しい。他県にはあるのだから、これに近い施設が必要だと思う。

その他の福祉サービスについて、現在困っていること、また今後充実してほしいサービス等について

- ✓ サービスの中で困っている事は移動支援の事で、今、月に15時間利用しているが、どうしても15時間で足りない時にどうしたらいいのか悩むことがある。15時間でおさまるように使用しているが、例えば一泊二日で旅行に行きたいとか考えた時に全然足りないので、15時間で足りない分は次の月の移動支援の時間を足して使えないかとか、そういった使い方が出来れば、広い範囲で移動支援が使えるのではないかと考える。
- ✓ 今後についての部分は親が子供を支えられなくなった時、今の生活（通所施設、医療、訓練など）を維持できるためのサービスが充実している事、また、その後の子供の人生の行先が住み慣れた桑名であってほしい事につける。

## 障害福祉サービス事業所ヒアリング結果

桑名市において現在不足していると思われるサービスや支援はどのようなものとお考えですか  
(理由)

- ✓ 医学的ケアが必要な方がサービスを受ける場合、三重県内では地域や事業が限定されている状況であるため、桑名市内に拠点となるような事業所が設置されるとありがたいと感じる。
- ✓ 利用希望者のほとんどが他県や他市町の施設を探しているのが現状。両親が高齢であったり、車の運転ができない主介護者が増えてきており、県外や他市町の施設への移動手段がないということもある。
- ✓ 平日は日中の通所事業所に通えるが、夜間や休日に世話人不在となるグループホームがある。知的や身体的に重度の障害者の安全を守り、支援することが難しい。週末の過ごし方に対する支援者の養成が必要と感じる。

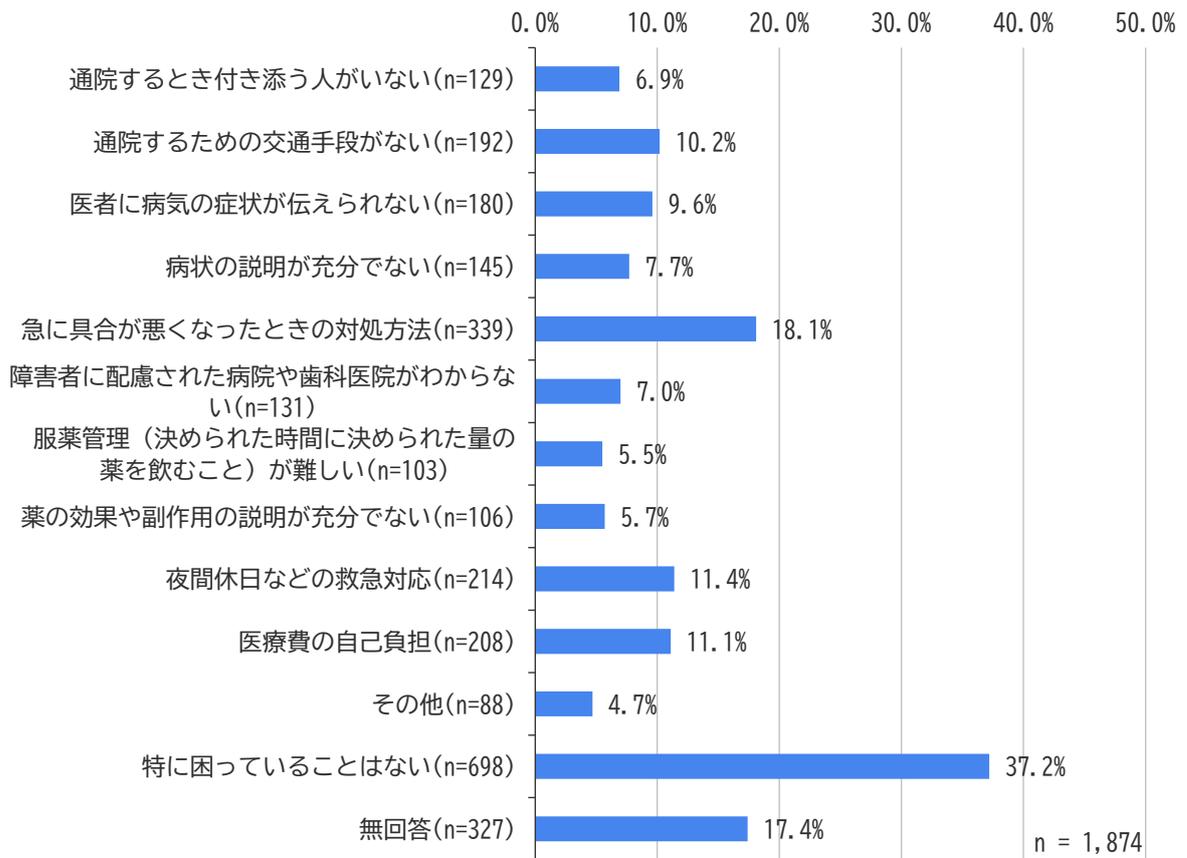
第1部 総論



(4) 保健・医療の充実

〔障害者〕問42 医療について、困っていることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

「特に困っていることはない」(37.2%)が最も多く、次いで「急に具合が悪くなったときの対処方法」(18.1%)、「夜間休日などの救急対応」(11.4%)となっています。



障害者の状況	有効回答数(件)	ない	通院するとき付き添う人がい	い	通院するための交通手段がな	ない	医師に病気の症状が伝えられ	病状の説明が充分でない	急に具合が悪くなったときの	対処方法	障害者に配慮された病院や歯	科	障	害者に配	慮されな	い	た	病	院や歯	と)	決	められ	た	量	の	薬	を	飲	む	こ	に	分	で	な	い	薬	の	効	果	や	副	作	用	の	説	明	が	充	夜	間	休	日	な	ど	の	救	急	対	応	医	療	費	の	自	己	負	担	そ	の	他	特	に	困	っ	て	い	る	こ	と	は	な	い	無	回	答
		全体	1,874	6.9	10.2	9.6	7.7	18.1	7.0	5.5	5.7	11.4	11.1	4.7	37.2	17.4																																																																					
身体障害者	1,183	6.3	10.1	4.4	3.7	15.9	4.5	2.0	4.1	10.8	10.3	3.8	40.6	17.9																																																																							
知的障害者	233	6.4	8.6	27.0	19.3	19.3	16.3	13.7	6.0	9.0	11.6	6.0	31.8	17.2																																																																							
精神障害者	288	10.1	14.9	15.3	14.2	28.5	9.7	12.5	10.8	16.0	15.3	7.6	33.7	7.6																																																																							
重複障害者	68	8.8	5.9	19.1	14.7	16.2	11.8	11.8	8.8	14.7	10.3	5.9	23.5	23.5																																																																							

## 障害者団体ヒアリング結果

障害のある方とその家族の方が日常生活を送るうえで困っていること、不安なこと、また必要な支援などについて

- ✓ 現在の医療や福祉の仕組みでは、失語症に対するサポートは十分ではなく、病院のリハビリが終わっても患者の多くは職場や学業への復帰を果たせない。自宅を中心とした生活を送ることがほとんどで、自宅以外の居場所を求め、通常のデイサービスなどを利用しても、周囲とのコミュニケーションが難しく、利用をやめてしまうことが多い。生きがいを見だし、ソーシャルスキルを向上させたいが、失語症者が安心して参加できる場所がない。
- ✓ 病院で一定期間のリハビリが終了すると、その後専門的なリハビリを続けることが困難となり、言葉の回復が期待できなくなってしまう。

## 障害福祉サービス事業所ヒアリング結果

障害者を取り巻く現状や、身近に感じている課題、また桑名市に対するご意見等がございましたら、ご記入ください

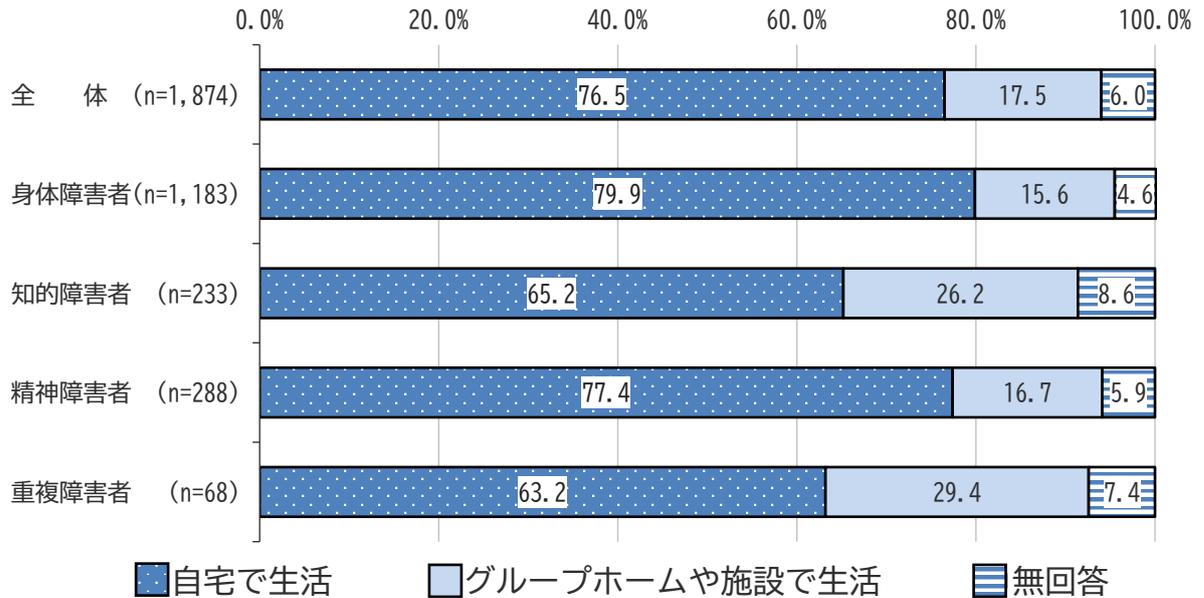
①保健医療について（健診、訪問指導、障害の早期発見や療育、医療機関、医療体制についてなど）

- ✓ 桑名市の保健医療システムがうまく機能していくよう、また福祉ビレッジに重度障害者の方々の支援をしていただけるよう、リハビリ専門職が常駐できるような体制づくりをお願いしたい。

(5) 障害に配慮したまちづくりの推進

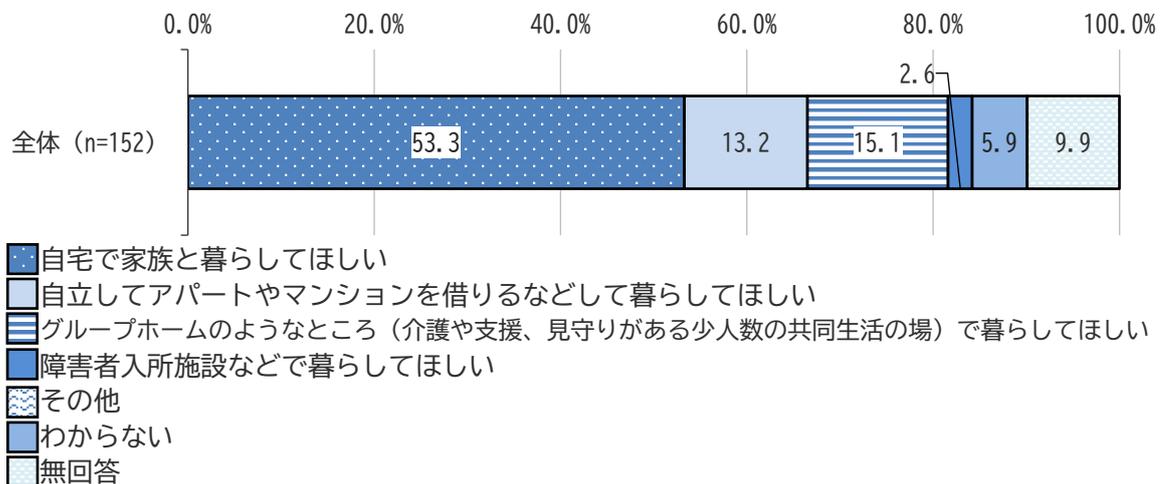
【障害者】問18 あなたは10年後どこで生活したいと思いますか。(〇は1つ)

「自宅で生活」(76.5%)、「グループホームや施設で生活」(17.5%)となっています。



【障害児】問31 就学中のお子さんについてお聞きします。お子さんの就学期間終了後の過ごし方についてどのようにお考えですか。(〇は「住まいについて」と「日中の過ごし方」各1つずつ)

住まいについては、「自宅で家族と暮らしてほしい」(53.3%)が最も多く、次いで「グループホームのようなところ(介護や支援、見守りがある少人数の共同生活の場)で暮らしてほしい」(15.1%)、「自立してアパートやマンションを借りるなどして暮らしてほしい」(13.2%)となっています。



## 障害者団体ヒアリング結果

### 桑名市が、今後障害福祉施策を推進していくうえでのご意見

---

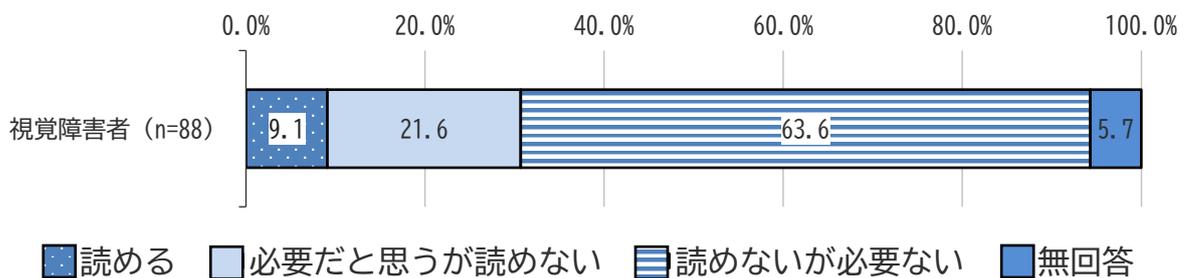
- ✓ 今、福祉ヴィレッジの計画があるのだから、そこを拠点に地域と関われるオープンな体制を考えて欲しい。例えば、地域の憩いの場や活動の場を設ける等、それが差別解消にも繋がるのかなと思う。そして何より長期的な見通しを持って、どんどん裾野が広がる発展的な福祉事業を展開して欲しい。一度限りの限定的な施策ではなくて流動的なものであってほしい。
- ✓ 障害者、その家族が安心して桑名市に住んで居られるように、他市町がやってない事でも、制度を超えてでもサクサクやれます。みたいな事を、どこかに記載してほしい。

(6) 情報提供・意思疎通支援の充実

〔障害者〕【視覚に障害のある方にお聞きします。】

問12 あなたは点字が読めますか。(○は1つ)

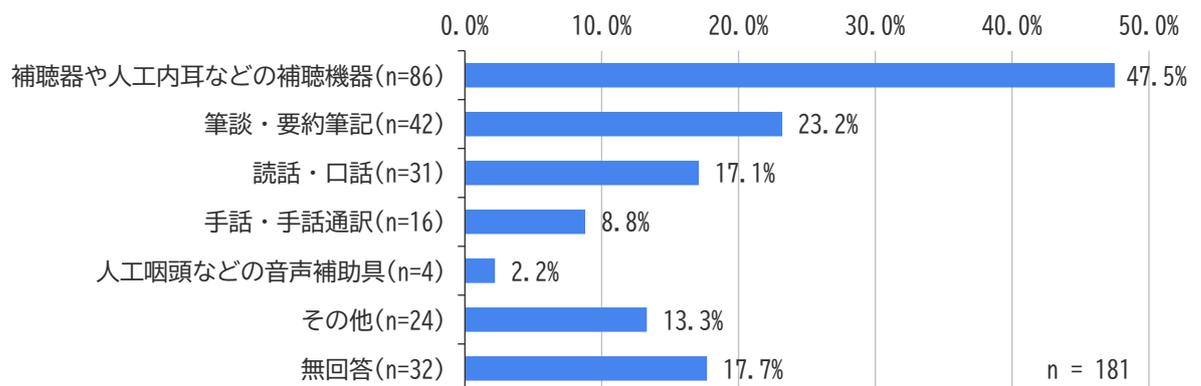
「読めないが不要ない」(63.6%)が最も多く、次いで「必要だと思うが読めない」(21.6%)、「読める」(9.1%)となっています。



〔障害者〕【聴覚または言語に障害のある方にお聞きします。】

問13 あなたは日常的にどのようなコミュニケーション手段を利用していますか。  
(あてはまるものすべて○)

「補聴器や人工内耳などの補聴機器」(47.5%)が最も多く、次いで「筆談・要約筆記」(23.2%)、「読話・口話」(17.1%)となっています。



## 障害者団体ヒアリング結果

### 障害についての理解促進のために必要と思われる施策や活動について（意見）

- ✓ ろう者が使っている手話で通訳できる通訳者が少ないので、通訳者の養成をしてほしい。

### 障害差別の解消を推進するために必要な施策について（意見）

- ✓ 訓練によって症状の軽減はできても、失語症の症状は生涯にわたって継続することが多い。日常生活でのコミュニケーションや社会的な孤立は深刻な問題である。聴覚障害者に対する意思疎通支援事業は進んでいるが、失語症者のそれは遅れている。地域の中で生活していくには、失語症会話パートナーのような会話支援者が必要。失語症者向けの意思疎通支援者の養成を強く希望する。

### 障害のある方とその家族の方が日常生活を送るうえで困っていること、不安なこと、また必要な支援などについて

- ✓ 聴覚障害者は、連絡手段にFAXだけでなく、メールも使う。一番ありがたいのは、電話リレーサービスが使えるようになること。

### 桑名市が、今後障害福祉施策を推進していくうえでのご意見

- ✓ どこでも気楽に手話や筆談ができるようになると良い。聴覚障害といっても手話だけでなく、口話や筆談の方もいて様々なので、その人に合わせた対応をしてもらいたい。
- ✓ アンケートなど、回答するときに点字で答えられるようにしてほしい。

## 障害福祉サービス事業所ヒアリング結果

### 障害者を取り巻く現状や、身近に感じている課題、また桑名市に対するご意見等がございましたら、ご記入ください

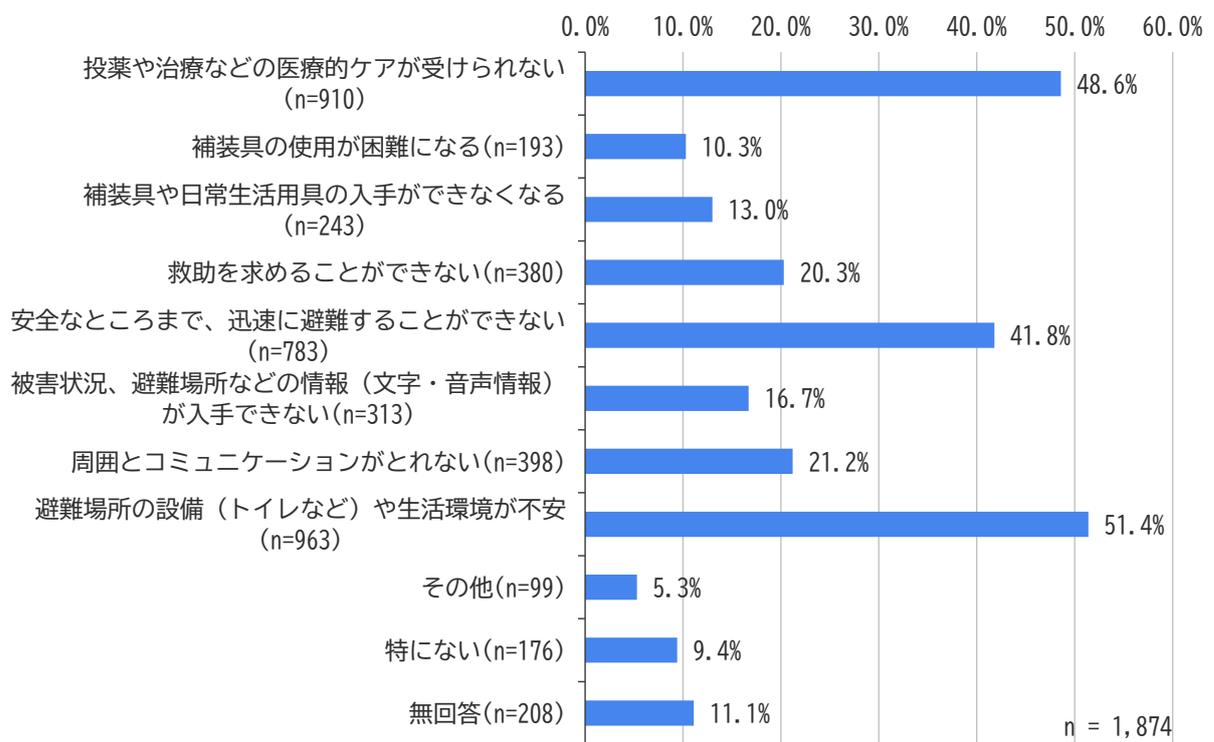
#### ⑦まちづくりについて（施設・情報のバリアフリー、移動手段、防犯・防災についてなど）

- ✓ 施設のバリアフリーは整備されているが、情報はホームページにあるものの誰もが手軽にほしい情報が得られる状態ではない。

(7) 安全・安心な環境づくりの推進

【障害者】問59 火事や地震などの災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」(51.4%) が最も多く、次いで「投薬や治療などの医療的ケアが受けられない」(48.6%)、「安全なところまで、迅速に避難することができない」(41.8%) となっています。



		有効回答数（件）	投薬や治療などの医療的ケアが受けられない	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	救助を求めることができない	安全なところまで、迅速に避難することができない	被害状況、避難場所などの情報（文字・音声情報）が入手できない	周囲とコミュニケーションがとれない	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安	その他	特にない	無回答
全体		1,874	48.6	10.3	13.0	20.3	41.8	16.7	21.2	51.4	5.3	9.4	11.1
障害者の状況	身体障害者	1,183	49.9	13.5	15.3	15.2	43.6	14.2	12.8	51.1	4.1	9.0	10.1
	知的障害者	233	32.6	1.7	6.4	42.5	47.6	31.3	47.6	52.8	4.7	9.9	11.6
	精神障害者	288	63.9	4.2	10.4	20.1	31.3	11.5	33.0	54.9	9.7	10.1	7.6
	重複障害者	68	48.5	11.8	11.8	38.2	57.4	30.9	36.8	58.8	13.2	-	19.1

## 障害者団体ヒアリング結果

### 防災対策を推進するうえで必要と思われる施策や活動について（意見）

- ✓ 対人関係やコミュニケーションをとることが難しい。興味やこだわりが強い。問題行動がある等、長期の集団避難も困難。また複合災害も今後予測されるので、対策の根本的な見直しが必要だと思う。
- ✓ 失語症者は外見からは障害があることが分かりにくいので、避難所などで多くの方に紛れてしまい、手助けが必要な障害者であることを、周りの方が気づきにくく、支援できなくなる不安がある。
- ✓ 避難時の情報や避難所での手話通訳者の設置状況が、各自で確認できるようにしてほしい。

## 障害福祉サービス事業所ヒアリング結果

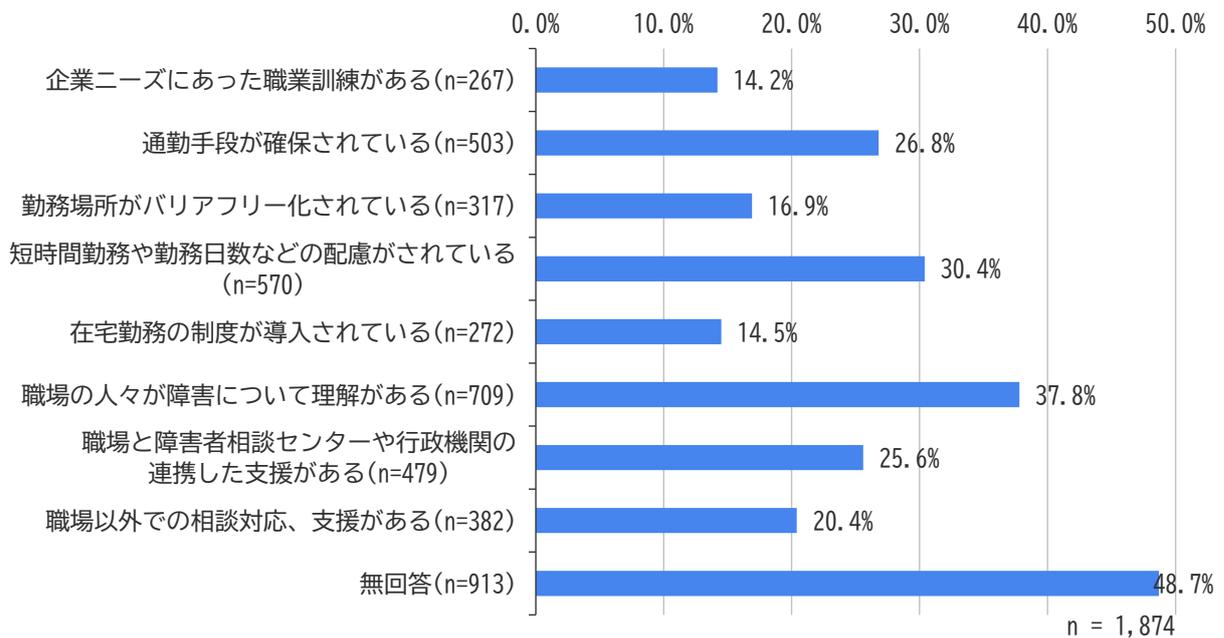
### 災害時の避難支援等についての取り組みや、桑名市における災害時避難支援施策について

- ✓ 利用者は、それぞれの地域で生活している。災害時・緊急時に地域（自治会・班など）で誰がどのようにサポートしていくのか、本人はそれを認識しているのか、このようなシステムはあるのか、その施策を考えて頂きたい。

(8) 雇用・就業への支援

問33 あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。  
(あてはまるものすべてに○)

「職場の人々が障害について理解がある」(37.8%)が最も多く、次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮がされている」(30.4%)、「通勤手段が確保されている」(26.8%)となっています。



単位：%

	有効回答数(件)	業 企 訓 練 ニ ズ に あ っ た 職 業	通 勤 手 段 が 確 保 さ れ て	勤 務 場 所 が バ リ ア フ リー	短 時 間 勤 務 や 勤 務 日 数	在 宅 勤 務 の 制 度 が 導 入	職 場 の 人 々 が 障 害 に つ い て 理 解 が あ る	支 援 が あ る	職 場 以 外 の 相 談 対 応	無 回 答	
全体	1,874	14.2	26.8	16.9	30.4	14.5	37.8	25.6	20.4	48.7	
障 害 の 状 況	身体障害者	1,183	11.6	22.7	19.4	26.7	14.5	29.6	18.1	13.1	56.9
	知的障害者	233	17.6	40.3	10.7	33.5	6.9	57.9	48.9	34.3	28.8
	精神障害者	288	24.3	35.8	13.2	48.6	23.3	59.0	41.0	38.9	23.6
	重複障害者	68	19.1	36.8	20.6	33.8	17.6	45.6	35.3	30.9	45.6

## 障害者団体ヒアリング結果

障害のある方とその家族の方が日常生活を送るうえで困っていること、不安なこと、また必要な支援などについて

- ✓ 復職のために、就労の場面では職場の理解と協力が欠かせないが、職場復帰に向けての就労支援サービスの受け方が分からず、病気発症後は離職してしまう方がほとんど。

## 障害福祉サービス事業所ヒアリング結果

障害者を取り巻く現状や、身近に感じている課題、また桑名市に対するご意見等がございましたら、ご記入ください⑤雇用・就労について（雇用・就労の促進、地域での働き場所の創造など）

- ✓ 企業に対して障害者雇用に際し、補助や諸制度の説明を日常から広報し、経営者の理解を深めること。又雇用促進を直接・間接に企業に働きかけをお願いしたい。
- ✓ 就労A型から一般就労へ結びつけていく際の判断が難しく、なかなか就労に結びすかない方や逆に家族が就労させてほしいと求めてきても本人の能力がまだ十分ではないケースなどがある。



# 第3章

## 計画の基本的な考え方

---



## 1 計画の基本理念

障害者基本法では、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に則り、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を推進しています。

本市では、第3期障害者計画において、桑名市自立支援協議会などで協議し決定した「障害があってもなくてもみんなが気持ちよく過ごせる明るいまちづくり」を基本理念とし、1. 障害を理解し思いやりのあるまちづくり 2. 安心して暮らせるまちづくり 3. 社会参加を応援するまちづくりの3つの基本方針のもと、障害者施策を進めてきました。

新たな第4期桑名市障害者計画においても、全員参加型で決定したこの基本理念と基本方針を踏襲し、各分野においての施策を展開していきます。

**障害があってもなくても  
みんなが気持ちよく過ごせる  
明るいまちづくり**

## 2 計画の基本方針

### (1) 障害を理解し思いやりのあるまちづくり

障害や障害のある方への理解促進のため、広報くわなや桑名市ホームページにより様々な情報を周知、啓発するとともに、イベントや交流活動等障害のある人となない人の交流の機会を通じた啓発を行い、障害に対する理解を深めます。また、障害者差別解消法の周知を図り、理解を深め、思いやりのあるまちづくりを目指します。

### (2) 安心して暮らせるまちづくり

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、アンケート調査結果をもとに医療・福祉等のサービス提供体制の維持、拡充を行います。

また、道路など公共施設のバリアフリー化の更なる促進や、災害時に適切な支援が受けられる体制づくりを進め、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

### ■ライフステージに即した跡切れのない支援



(3) 社会参加を応援するまちづくり

社会との関わりの機会を増やして、自分らしく充実した生活を送ることができるよう、文化芸術・スポーツ活動や就労支援等の各種施策の充実を図り、社会参加を応援するまちづくりを目指します。

基本理念	基本方針	施策の方向性	具体的な取組
<b>障害があってもなくてもみんなが気持ちよく過ごせる明るいまちづくり</b>	<b>方針1</b> 障害を理解し思いやりのあるまちづくり	(1) 広報・啓発活動の推進	① 広報・啓発活動の充実 ② 障害や障害のある方への理解の促進 ③ ボランティア活動等の推進
	<b>方針2</b> 安心して暮らせるまちづくり	(1) 生活支援の充実	① 相談支援体制の充実 ② 在宅サービス等の充実 ③ 障害児支援の充実
		(2) 保健・医療の充実	① 保健サービス・健康づくり施策の充実 ② 医療サービスの充実 ③ 精神保健・医療の充実
		(3) 障害に配慮したまちづくりの推進	① 生活の場の確保 ② 障害に配慮したまちづくりの推進 ③ 移動手段の確保
		(4) 情報提供・意思疎通支援の充実	① 情報提供の充実 ② 意思疎通支援の充実
		(5) 安全・安心な環境づくりの推進	① 防災対策の推進 ② 防犯対策の推進 ③ 感染症対策の確立
		(6) 権利擁護の推進	① 差別の解消の推進 ② 権利擁護の推進
	<b>方針3</b> 社会参加を応援するまちづくり	(1) 教育・文化芸術活動・スポーツ等の充実	① 学校教育の充実 ② 文化芸術活動・スポーツ等の振興
		(2) 雇用・就業への支援	① 障害者雇用の促進 ② 個々の状態に応じた就労支援
		(3) 行政サービスにおける配慮	① 行政機関・選挙等における配慮



# 第2部

各論



# 第1章

## 第4期桑名市障害者計画（基本計画）

---



## 第4期桑名市障害者計画（基本計画）

### 基本方針1 障害を理解し思いやりのあるまちづくり

#### （1）広報・啓発活動の推進

「障害があってもなくてもみんなが気持ちよく過ごせる明るいまちづくり」という基本理念を目指すためには、広報などによる周知・啓発活動を行い、障害や障害者に対する理解を深める必要があります。

行政はもとより、障害者や当事者団体、市民、ボランティア団体、関係機関、企業などの様々な方々と連携し、広報・啓発活動を推進します。

#### 【現状と課題】

- 一般市民向けのアンケート結果では、障害者差別解消法の「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」について半数以上の方が知らないと答えています。また障害者向けのアンケートでは、4割の方が「障害があることで嫌な思いをしたことがある」と回答しています。
- 障害者団体のヒアリングによる意見では「障害者にはそれぞれの特性があり、その特性があまり理解されていない」といった意見がありました。本市では、これまでも広報くわなや市ホームページの活用、また「みんなのつどい」などのイベントを通じて、障害に対する理解の促進を行ってきました。今後も、障害に対する理解を深めるため、広報くわなや市ホームページなどを活用し、積極的に情報提供を行い啓発活動を推進する必要があります。

第2部 各論

① 広報・啓発活動の充実

取り組み	内容	関連部署
広報・市ホームページの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 広報くわな、市のホームページ等のメディアを活用して、障害及び障害者に対する理解を深めるための啓発や広報活動に努めます。</li> <li>➤ 点字や音訳媒体にて市の情報提供を継続します。</li> <li>➤ 市ホームページのリニューアルにあたり、誰でも見やすくわかりやすい情報発信に努めます。</li> </ul>	障害福祉課 秘書広報課 人権センター
様々な活動主体との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 障害者団体、ボランティア団体、企業等の様々な活動主体に協力を求め、広報・啓発活動の幅広い効果が出るような情報発信に努めます。</li> </ul>	障害福祉課 地域コミュニティ課
各種イベント等を通じた障害者週間等の周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 障害者に関わる「障害者週間」（毎年12月3日～9日）、「人権週間」（毎年12月4日～10日）、「障害者雇用支援月間」（毎年9月）等を、イベント等を通して様々な啓発活動を行い、障害への理解を深める活動を行います。</li> <li>➤ 庁舎内掲示板へのポスター設置等、周知・啓発を行います。                      ≪実施事業≫                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者週間記念事業（11月下旬）</li> <li>・みんなのつどい（11月下旬）</li> <li>・障害者作品展（3月）</li> <li>・人権フェスタ</li> </ul> </li> </ul>	障害福祉課 人権センター 総務課
三重おもいやり駐車場利用証制度の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 三重おもいやり駐車場利用証制度の周知・啓発に努めるとともに、適正利用についても啓発に努めます。</li> </ul>	障害福祉課 介護高齢課 子育て支援課
障害者スポーツ大会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 障害者と市民が交流を深め、スポーツの楽しさを実感する障害者スポーツ大会を毎年10月に開催しており、今後も継続して実施するとともに、交流機会の拡大を進めます。</li> </ul>	障害福祉課
福祉施設のイベントにおける交流促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地域社会での障害者の理解を深めるため、市内の福祉施設のイベント等を周知することにより、地域住民の参加を呼び掛けます。</li> </ul>	障害福祉課
障害者団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市内の各障害者団体の運営強化と自主的活動の推進を目的として各種団体の活動に対して必要な支援を行います。</li> </ul>	障害福祉課
障害者差別解消法の周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 障害者差別解消法の円滑な施行を達成するため、更なる周知、啓発を行い差別事象が発生しないよう努めます。万が一差別事象が発生した際は、桑名市障害者差別解消支援地域協議会をはじめ関係機関と連携し差別事象の早期の解決に努めます。</li> </ul>	障害福祉課 (全庁)
ヘルプマークの周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ヘルプマークの周知・啓発を行い、支援が必要な方へのサポートについて理解促進を図ります。</li> </ul>	障害福祉課

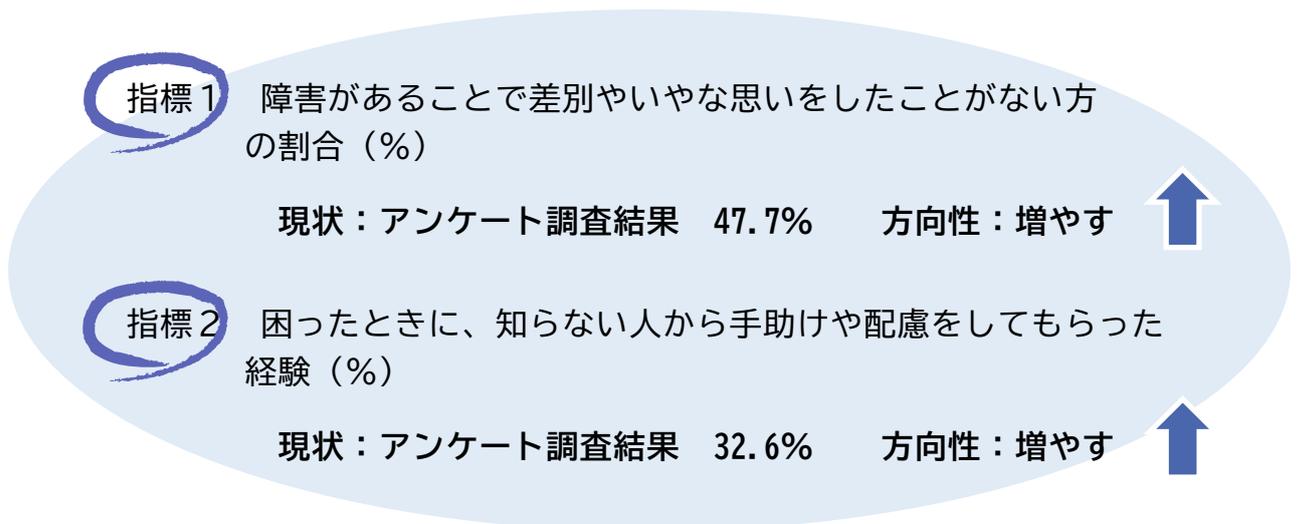
② 障害や障害のある方への理解の促進

取り組み	内容	関連部署
障害の特性と必要な配慮の理解促進及びサポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>理解がまだ進んでいない発達障害、難病、高次脳機能障害等について、その障害の特性や必要な配慮等について市民への周知を図り、理解を促進します。</li> <li>視覚障害者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、障害者用駐車スペース等への理解を促進します。</li> <li>公共施設等の障害者用駐車スペース（おもいやり駐車場）の利用マナーについて、市民に理解を求めます。</li> </ul>	障害福祉課 子育て支援課 子ども総合相談センター 総務課
障害についての理解を図る教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害や障害者の理解促進のためには、子どもの頃から障害に対する正しい知識を持つことが大切です。地域の障害者等が講師になって、障害者の日常生活に関する話や車いすの介助、点字や手話の実技等を行う福祉体験講座を、小学生を対象に引き続き開催します。</li> </ul>	障害福祉課 人権教育課

③ ボランティア活動等の推進

取り組み	内容	関連部署
ボランティアの育成及び活動についての情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>桑名市社会福祉協議会が実施している「桑名ボランティアセンター」と連携し、ボランティアの育成及びボランティア情報の発信に努めます。</li> </ul>	福祉総務課 障害福祉課 防災・危機管理課

【現状と方向性】



## 基本方針2 安心して暮らせるまちづくり

### (1) 生活支援の充実

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、個々の障害者に応じた支援を充実していく必要があります。また、親亡き後の生活を安心して過ごすための支援も必要です。

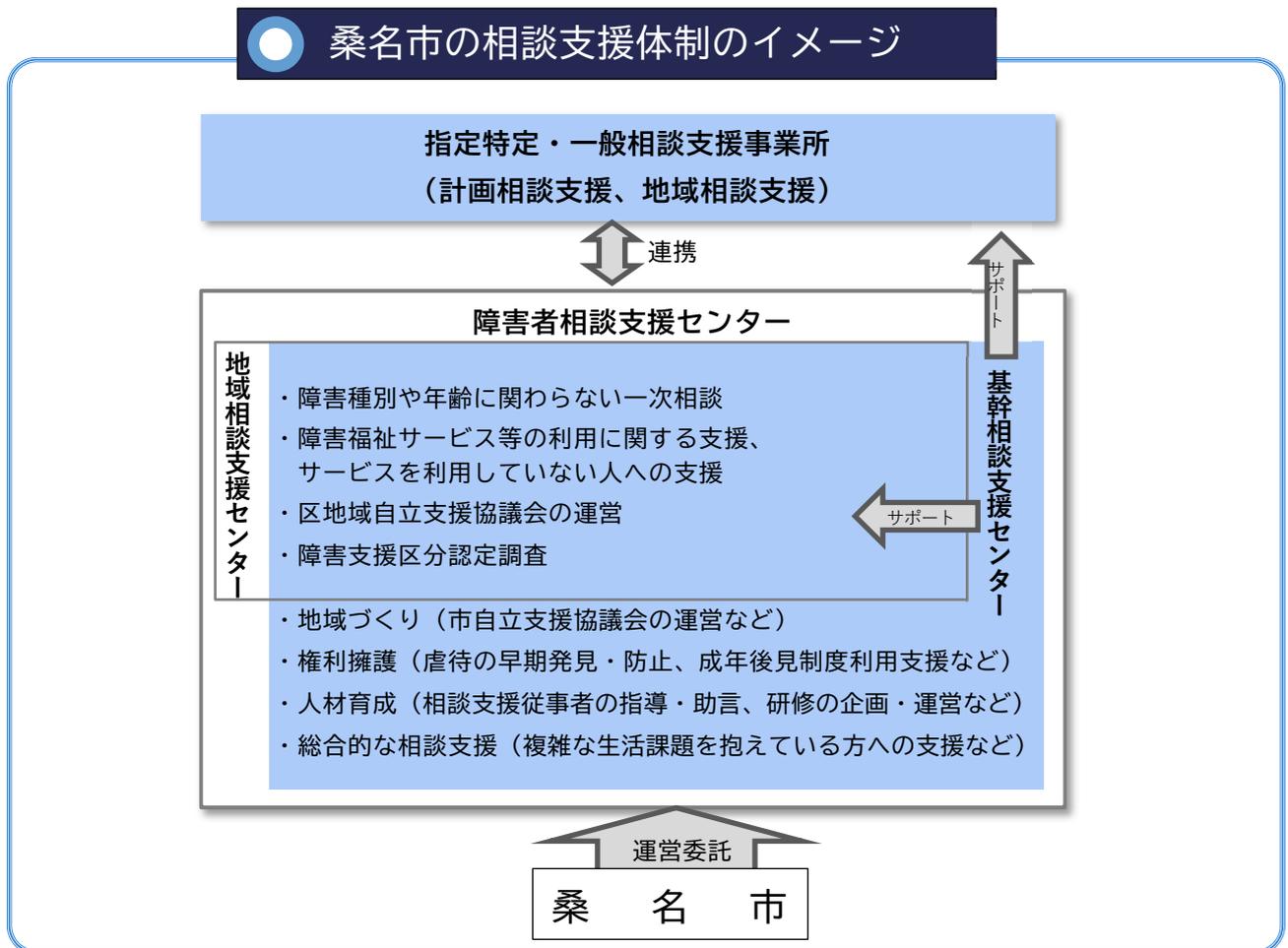
そのため、障害者のニーズを把握し、真に必要となる障害福祉サービスやその他のサービスの充実を図り、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを推進します。

#### 【現状と課題】

- 相談体制としては、障害者相談支援事業として障害者総合相談支援センターを市内3カ所の事業所に委託し、障害者や難病患者の相談に対応しています。
- 障害福祉サービスは、在宅、通所ともに利用者が増加傾向にあり、就労支援のニーズも増えています。また、障害者及びその介助者の高齢化が進んでおり、重度障害者に対応したグループホームのニーズも増えてきました。
- 医療的ケアの必要な障害児の受け入れ施設が不足しており、医療機関等と連携し支援体制の充実を図る必要があります。  
障害者とその家族が、今後も安心して地域で暮らしていくことができる環境づくりが必要です。

① 相談支援体制の充実

取り組み	内容	関連部署
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹相談支援センターを中心に、相談支援体制の充実を図り、支援を行います。</li> </ul>	障害福祉課
身近な相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における身近な相談活動を活発化させ、関係機関との連携を図り、プライバシーに配慮しながら、気軽に相談できる身近な相談体制づくりを継続します。</li> </ul>	障害福祉課 介護高齢課 保健医療課
障害児の相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児に対する相談支援については、市役所の窓口をはじめ、子ども総合相談センター、桑名市療育センター等で相談を受け付けています。今後は、各機関、子どもが受診している医療機関等との連携を密にし、早期の対応を図りながら、障害児に対する途切れのない支援につなげます。</li> <li>子ども総合相談センターでは“気になる子”の相談を実施しています。事業の市民への周知を図ります。</li> </ul>	子ども総合相談センター 子育て支援課 保健医療課 障害福祉課



第2部 各論

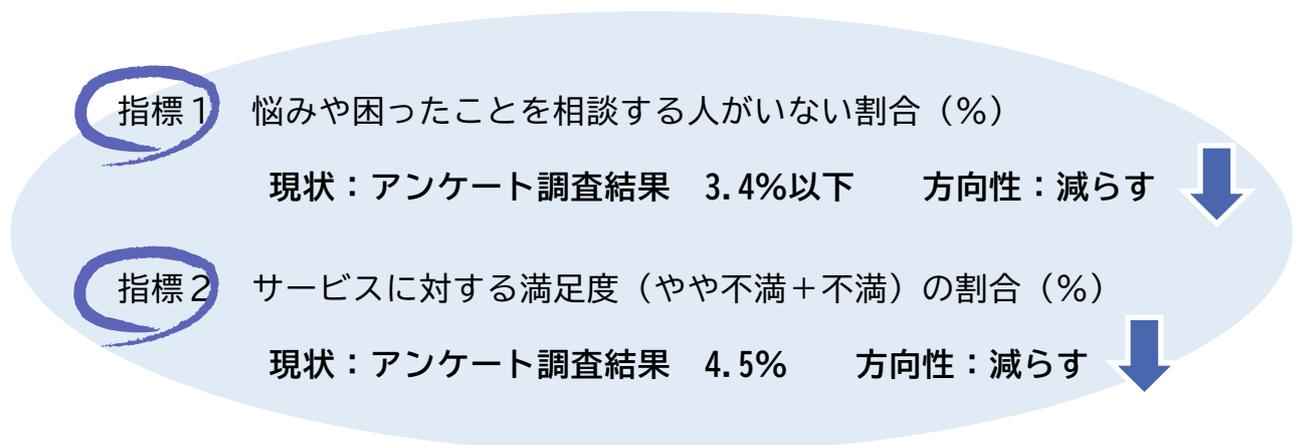
②在宅サービス等の充実

取り組み	内容	関連部署
訪問系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 日常生活上の支援等障害者の居宅での生活を支えるため、事業所の協力を得ながら、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービス提供の充実に努めます。</li> </ul>	障害福祉課
日中活動系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 障害者の日中における自立した生活を支援するため、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、短期入所のサービス提供の充実に努めます。</li> </ul>	障害福祉課
居住系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 日常生活を営むのに支障のある障害者や、夜間において介助が必要な方の生活を支援するため、施設入所支援・グループホーム等障害の状況に応じた適切なサービス提供の充実に努めます。</li> </ul>	障害福祉課
計画相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 事業所との協力・連携を図りながらスムーズな地域移行が行われるよう努めます。</li> <li>➤ ニーズに応じたサービス等利用計画作成に努めます。</li> </ul>	障害福祉課
地域生活支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者のニーズに合わせた柔軟な対応に努めます。</li> </ul>	障害福祉課
介助者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 家族等が介助疲れや体調不良等の状態にならないよう、また周囲から孤立しないよう心身両面でのケアに努めます。</li> </ul>	障害福祉課 子ども総合相談センター 介護高齢課 保健医療課
各課の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 関係各課や医療機関等の関係機関と連携し、サービスが途切れることのないよう支援を継続します。</li> </ul>	障害福祉課 (全庁)

③ 障害児支援の充実

取り組み	内容	関連部署
障害児支援の充実	➤ 障害児の福祉サービス、特別支援教育、保育施策が連携し、障害児支援の充実を図ります。	子ども総合相談センター 人権教育課 保健医療課 保育支援室 障害福祉課
途切れのない支援体制づくり	➤ 発達に心配のある子どもに関し、保健センターや子ども総合相談センター、保育所、学校等各機関とのつながりを継続し、途切れのない支援体制を構築します。	子育て支援課 子ども総合相談センター 保育支援室 人権教育課 保健医療課 障害福祉課
障害児保育の充実	➤ 障害の状況に応じた適切な保育が受けられるよう、関係機関と連携して支援の充実に努めます。	子ども未来課 保育支援室 保健医療課 障害福祉課
就学前教育の充実	➤ 障害児の幼児教育指導体制を整備し、指導内容の充実や指導方法の工夫改善等を行い、幼児教育の充実に努めます。	人権教育課 障害福祉課
気になる子どもに対する相談・教室	➤ 子ども総合相談センターにおいて“気になる子”の相談・教室を実施しており、市民への周知を図ります。	子ども総合相談センター
発達障害児に対する支援	➤ 発達障害児の早期発見や就学前の発達支援等、医療、保健、福祉、教育、保育等の関係機関等と連携し、地域における生活支援を図ります。	子ども総合相談センター 保健医療課 人権教育課 保育支援室

【現状と方向性】



## (2) 保健・医療の充実

障害者の高齢化が進んでいることから、健康保持増進のための健康づくり施策を継続し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、保健や医療におけるサービスの提供体制の充実を図ります。

また、障害者の地域移行を促進するために、地域で安心して暮らすことができる環境づくりを推進します。

### 【現状と課題】

- 以前より疾病予防のための健康診査等の保健サービスや、日頃の健康づくりの支援を実施してきました。今後は、障害者の高齢化が進んでいることから、健康保持・増進のため、障害の重度化予防や生活習慣病等の予防のための施策が重要となります。
- アンケート調査では、医療について困っていることとして「急に具合が悪くなった時の対処方法」「夜間休日等の救急対応」の回答が多くありました。引き続き、救急医療体制の整備や、医療機関・医療従事者の障害に対する理解が必要です。
- 障害福祉サービス事業所のヒアリングの意見では、「障害者が健康診断を受けている数が非常に少ない。どこでどのように受けてよいかわからない方が多い」とあり、障害福祉サービス事業所と連携し、受診を促進する必要があります。
- 精神障害者については、入院医療中心の精神医療から地域で支える環境に移行していく必要があります。そのため、地域で生活するための障害福祉サービスの充実とともに精神障害者とその家族のニーズに対応した相談体制の充実が必要です。

①保健サービス・健康づくり施策の充実

取り組み	内容	関連部署
乳幼児健診の充実	➤ 乳幼児（4か月、10か月、1歳6か月、3歳児）を対象に健康診査を実施し、充実に努めます。	子育て支援課
相談事業等の充実	➤ 赤ちゃん訪問や育児相談等の母子保健事業における相談事業を充実させ、妊娠期から出産・育児期にある児や家族を支援します。必要に応じて関係機関との連携を図ります。	子育て支援課
リハビリテーションの充実	➤ 障害の軽減を図り、障害者のニーズを把握しながら自立を促進するために、地域の医療機関と連携し、リハビリテーション体制の充実を推進します。	保健医療課
リハビリテーション研修の実施	➤ 福祉事業者に対してリハビリテーション研修を実施し、身体機能維持及び向上が図られるよう支援を行います。	保健医療課
健康づくりの推進	➤ 障害者が、気軽に健康づくりができる体制を推進します。	保健医療課 障害福祉課

②医療サービスの充実

取り組み	内容	関連部署
障害特性等の情報提供と医療提供体制の構築	➤ 医療機関、医療従事者に対して、障害に関する情報提供を行い、障害特性等に対する理解を求めます。また、障害者が必要な医療を受ける機会を確保できる医療提供体制の構築に努めます。	保健医療課 障害福祉課
医療機関情報の提供	➤ 医師会や歯科医師会等と連携し、障害者が受診できる医療機関の診療情報の提供を行います。 ➤ 「かかりつけ医を持つこと」の啓発に努めます。	保健医療課 障害福祉課
救急医療体制の整備	➤ 救急医療の情報提供の周知を継続します。 ➤ 土曜日夜間、日曜、祝日の急病に対応するため、桑名市応急診療所を設置しています。また、くわな健康・医療相談ダイヤル24や救急医療情報センターを設置し、24時間利用可能な相談業務や医療機関案内を実施しています。こうした情報提供を継続し、その周知を図ります。 ➤ 緊急時でも適切な医療が受けられるように救急安心カードの普及促進に努めます。	保健医療課 消防本部 障害福祉課

③精神保健・医療の充実

取り組み	内容	関連部署
地域移行のための環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地域住民に対して、精神障害に関する知識の普及啓発を図るとともに、相談体制や医療体制等の充実に努めます。</li> <li>➤ 民生委員・児童委員やボランティア等の関係機関と連携し、障害者の地域生活への移行についての啓発活動を行います。</li> </ul>	障害福祉課 保健医療課
地域移行支援・地域定着支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 精神障害者の病院や施設等からの地域移行を可能とするためには、障害福祉サービスにおける地域移行支援と地域定着支援の事業所の体制づくりが必要となるため、事業所の開設について民間事業者に働きかけます。</li> </ul>	障害福祉課
精神保健ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 社会福祉協議会で実施している精神保健ボランティア講座を活用し、講座修了生が活躍できるような体制づくりに努めます。</li> </ul>	障害福祉課
こころの健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ こころの健康を保つため、こころの病気に関する知識の普及啓発を図るとともに、地域の保健・福祉・医療機関、学校、企業等と連携してサポート体制の充実に努めます。</li> </ul>	保健医療課 障害福祉課 介護高齢課 人事課

【現状と方向性】

**指標1** 在宅生活を支援するためのネットワーク連絡会の構築  
**目標値：実施**

**指標2** 医療のことで困っていない人の割合（％）  
**現状：アンケート調査結果 37.2% 方向性：増やす** 

（3）障害に配慮したまちづくりの推進

障害者が住み慣れた地域で長く安心して暮らすことができるように、グループホーム等の生活の場の確保や、公共交通機関のバリアフリー化を更に推進し、障害者が気軽に外出でき、暮らしやすいまちづくりを目指します。

【現状と課題】

- アンケート調査では、10年後どこで生活したいかについて、自宅の次にグループホームで生活したいという意見がありました。また、障害者団体へのヒアリングの意見にも、「家族と自宅で生活できる間は良いが、親亡き後の不安がある」との意見があり、グループホームの整備は喫緊の課題です。さらに、既存の市営住宅のバリアフリー化や障害者の優先入居等の支援が必要です。
- 障害者が外出に際して困ることは、アンケート調査で「公共交通機関が少ない」「道路や駅に階段や段差が多い」といった回答が多くありました。このように、まだ解決すべき課題があり、障害に配慮したまちづくりを推進するため、関係部署と連携して取り組んでいくことが重要です。

①生活の場の確保

取り組み	内容	関連部署
グループホームの整備促進	➤ 障害者が自立した生活を送れるよう、事業者に働きかけを行いグループホーム整備に対する支援に努めます。	障害福祉課
市営住宅の改善等生活の場の提供	➤ 市営住宅の改修時には、段差の解消や手すりの設置等必要に応じてバリアフリー化を行います。また、障害者の優先入居については募集枠の確保に努めます。	都市管理課 障害福祉課

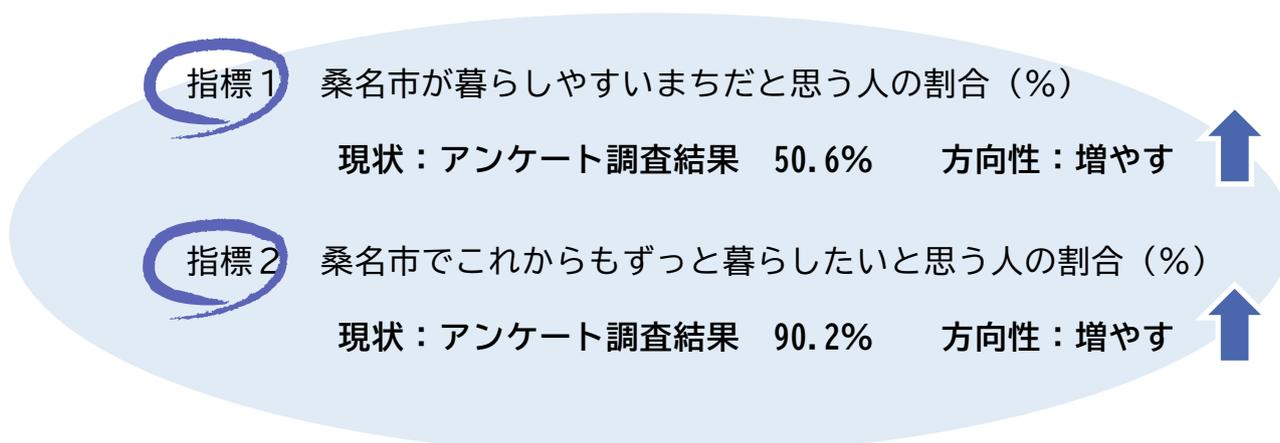
②障害に配慮したまちづくりの推進

取り組み	内容	関連部署
公共施設等のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 誰もが利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりに努めます。</li> <li>➢ 道路・歩道等の通行人（高齢者、障害者等を含む。）の通行障害とならないよう、桑名駅東側及び西側周辺の放置自転車等禁止区域を重点に放置自転車の警告及び撤去を行います。</li> <li>➢ 各公共施設等への三重おもいやり駐車場の区画整備に努めます。</li> </ul>	障害福祉課 環境安全課 土木課 アセットマネジメント課 都市整備課 建築審査室 総務部
交通バリアフリー化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、新しくなる桑名駅周辺をはじめ、市内の交通施設等のバリアフリー化について交通機関事業者へ働きかけます。</li> </ul>	駅周辺整備課 政策創造課 Maas 推進室 障害福祉課
ごみ戸別収集の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 市内に居住し、日常生活において、ごみ収集ステーションまでごみの排出ができない一定条件を満たした世帯（世帯全員が要介護2以上、または身体障害程度1～2級に認定されている等）に対し、戸別に収集を行い、在宅支援と住民福祉の向上を図ります。</li> </ul>	廃棄物対策課

③移動手段の確保

取り組み	内容	関連部署
コミュニティバスの維持・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 車いす利用の方やお年寄りが安全に乗車することができるよう、福祉対応車両の導入を推進します。</li> <li>➢ 今後も、可能な範囲でルート及びダイヤの見直しを行い、障害者をはじめ、市民の誰もが気軽に利用できる移動手段として維持確保に努めます。</li> </ul>	政策創造課 Maas 推進室 障害福祉課
福祉有償運送事業等の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 移動に介助が必要な障害者等を対象に、福祉有償運送事業を含め、障害者の移動手段の確保に努めます。</li> </ul>	障害福祉課

【現状と方向性】



（4）情報提供・意思疎通支援の充実

障害者が様々な情報を円滑に取得し、意思表示や意思疎通を行うことができるよう、確実な情報提供方法の検討、意思疎通支援の充実を推進します。また、これらの支援においては支援者の協力が必要であることから、そのための人材育成が必要です。

【現状と課題】

- 新規に障害手帳の交付を受けた時や、障害福祉サービスを利用する際、障害福祉サービスガイドブックを配布しています。また視覚障害者のために、点字による通知文書や、声の広報の発行を行っています。視覚障害者にとって点字や声の広報は必要な情報取得の手段であることから、引き続き実施していきます。
- 意思疎通支援については、今後も引き続き手話通訳者・要約筆記者の派遣を行うとともに、手話講座等の養成事業を実施し、支援者の育成に努めます。

①情報提供の充実

取り組み	内容	関連部署
障害者（児）の福祉サービスガイドブックの配付	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 障害福祉サービスや各種助成、年金、税金、教育等の障害者の生活全般の情報をまとめたガイドブックを作成し、配付します。</li> </ul>	障害福祉課
点字、声の広報等発行事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 点字や声の広報等を、点字や音訳媒体にて情報提供します。（再掲）</li> <li>➤ 点訳、音訳等わかりやすい方法で、視覚障害者が地域生活をする上で必要度の高い情報等を提供します。</li> <li>➤ 各課からのお知らせ等を、必要な方に点字で提供します。</li> </ul>	障害福祉課 （全庁）

## 第2部 各論

### ②意思疎通支援の充実

取り組み	内容	関連部署
手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、要請に基づき、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。</li> <li>➤ 各課主催又は共催イベント等において、手話通訳・要約筆記の活用を促進します。</li> </ul>	障害福祉課 (全庁)
手話奉仕員等養成事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 手話奉仕員の養成及び奉仕員のスキルアップ研修事業を実施します。</li> </ul>	障害福祉課
視覚障害者歩行訓練・点字教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 視覚障害者を対象に、歩行訓練及び点字指導を行います。</li> </ul>	障害福祉課
障害者パソコン講習の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 障害者のコミュニケーションを円滑にするとともに、社会参加を目的にパソコン講習を行います。</li> </ul>	障害福祉課

### 【現状と方向性】

指標1 点字を必要とする方で点字を読むことができる方の割合 (%)

現状：9.1% 方向性：増やす



指標2 手話奉仕員等養成講座の修了者数

現状：200人 方向性：増やす  
(開講後の累積人数)



## （5）安全・安心な環境づくりの推進

障害者が地域で安全・安心な環境の中で生活できるように、防災・防犯対策を推進します。特に防災対策では、避難行動要支援者名簿を活用し、災害時の避難に支援が必要な方を地域で守る体制づくりを推進します。

### 【現状と課題】

- アンケート調査では、災害時に困ることとして「避難場所の設備や環境が不安」「医療的ケアが受けられない」との回答が多く、また障害者団体のヒアリングの意見として、「障害の特性により避難所での集団生活ができない」との意見もあり、避難所のあり方について検討が必要です。
- 避難行動要支援者名簿については、障害者、高齢者等を対象に令和2年度に登録手続きを行い、登録のうち、地域の支援を望み、名簿提供に同意している方は約3,500世帯、5,300人です。今後も引き続き名簿の活用を継続し、地域での助け合いを推進していく必要があります。
- 障害者や高齢者に対する犯罪が増加し、地域での声掛け等の必要性が求められていますが、住民同士でのつながりの希薄化が進み、有効な対策となっていません。また、悪質商法や振り込め詐欺などの犯罪が多くなっており、そうした被害に遭わないよう防犯知識の普及・啓発が必要です。

## 第2部 各論

### ①防災対策の推進

取り組み	内容	関連部署
避難行動要支援者名簿の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 避難行動要支援者名簿の有効活用を図るため、対象となる方への啓発を行うとともに、地域の理解と協力を求めます。</li> </ul>	防災・危機管理課 障害福祉課 介護高齢課
災害時要支援者のための避難所の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害時に一時避難所での避難生活が困難な方のために特別避難所を指定していますが、さらに二次避難所として市内の社会福祉法人、医療法人等との災害協定を進め、障害者の受入れ施設の確保を進めます。</li> </ul>	防災・危機管理課 障害福祉課
災害情報等の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害情報を市民に伝達する手段として、携帯電話による防災ホットメール（Eメール）及び緊急速報エリアメール（携帯電話会社が提供するサービス）を活用します。</li> </ul>	防災・危機管理課
緊急通報の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 緊急時における聴覚及び言語機能に障害のある方の電話に代わる手段として、警察署では、「メール 110 番・ファックス 110 番」、消防署には「ファックス 119 番通報システム、及び Net119 番緊急通報システム」があります。これらの緊急通報の周知を図ります。</li> </ul>	消防本部 障害福祉課 介護高齢課

### ②防犯対策の推進

取り組み	内容	関連部署
防犯体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 障害者等が犯罪の被害者とならないように、警察署や地域の防犯組織などと連携し、防犯対策を推進します。</li> </ul>	環境安全課 障害福祉課

③感染症対策の確立

取り組み	内容	関連部署
障害福祉サービス事業所等におけるサービス提供等継続支援	➤ 障害福祉サービス事業所等に対して、平常時から、感染症の流行に備え、衛生物品等の備蓄、事業継続計画の策定など必要な準備について、普及啓発を行います。また、緊急時にはサービス提供等の継続に向けた支援を行います。	障害福祉課
避難所における感染症対策の実施	➤ 災害時における避難所の感染症対策を実施します。	障害福祉課 防災・危機管理課
事業所などへの周知	➤ 事業所における感染症対策の状況を把握し、不十分な場合、対応を促していきます。	障害福祉課

【現状と方向性】

指標1 避難所の確認をしている人の割合（％）

現状：アンケート調査結果 55.8％ 方向性：増やす 

指標2 避難行動要支援者名簿を知っている人の割合（％）

現状：避難行動要支援者名簿登録者数（令和2年8月現在）  
5,327人（障害者以外も含む）

方向性：増やす 

## (6) 権利擁護の推進

平成28年4月に施行された障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の防止・解消についての取組を推進します。また、障害者虐待の防止のため、障害者虐待防止法の広報・啓発を引き続き行い、虐待の防止に努めます。

さらに、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。

### 【現状と課題】

- 障害者差別解消法については、アンケート調査では「差別や嫌な思いをしたことがある（少しある）」と回答した方は43%あり、この結果を踏まえて、差別解消に向けた取組みを継続していく必要があります。
- 権利擁護については、成年後見制度及び日常生活自立支援事業を進めています。成年後見制度についてのアンケート調査では、将来的に利用したいという回答が多くなっています。成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を継続して行い、利用の促進と事業の充実を図る必要があります。

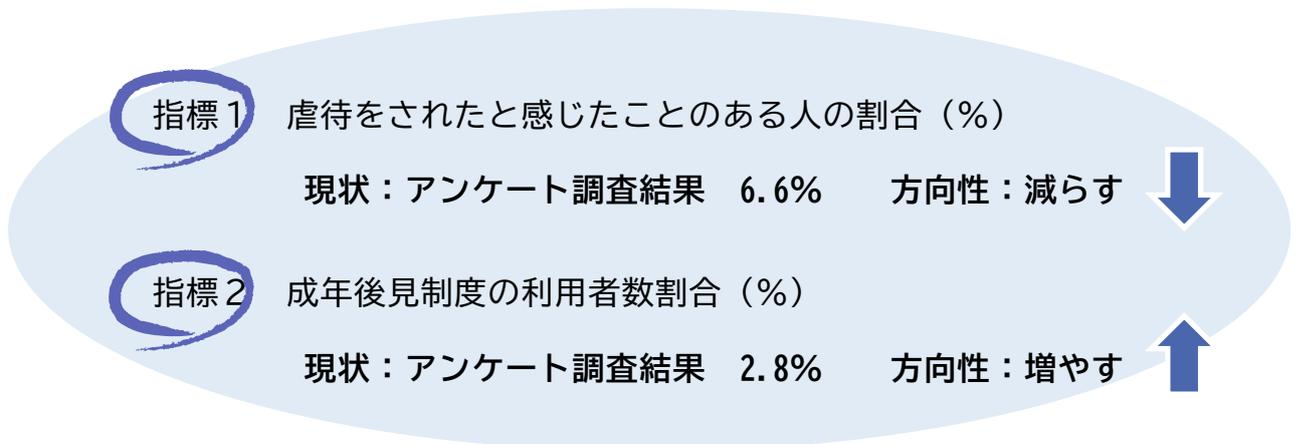
### ①差別の解消の推進

取り組み	内容	関連部署
障害者差別解消法の周知・啓発（再掲）	➤ 障害者差別解消法の円滑な施行を達成するため、更なる周知、啓発を行い、差別が発生しないよう努めるとともに、相談窓口の周知を行い、差別事象の早期の解決に努めます。	障害福祉課 （全庁）

②権利擁護の推進

取り組み	内容	関連部署
障害者・障害児虐待への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 障害者や、障害児を含む児童の虐待防止についての啓発を行います。</li> <li>➤ 虐待防止のために、相談支援を充実させ、適切なサービスの提供に努めます。</li> </ul>	障害福祉課 子ども総合相談センター 介護高齢課 人権センター
成年後見制度の利用促進の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 社会福祉協議会や障がい者総合支援センター そういん等の関係機関と連携し、判断することが困難な障害者等の権利を擁護するため、財産管理等の法律行為に関する援助や生活面の支援等を行う成年後見制度の周知と利用支援を行います。</li> </ul>	障害福祉課 介護高齢課
日常生活自立支援事業（権利擁護）の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 社会福祉協議会や障がい者総合支援センター そういん等の関係機関と連携し、判断力が十分でない障害者が地域で自立した暮らしが送れるよう生活支援員が福祉サービスの利用手続きの手助けや日常的な金銭の管理の手助けを行う日常生活自立支援事業の周知と支援を行います。</li> </ul>	障害福祉課 介護高齢課

【現状と方向性】



## 基本方針3 社会参加を応援するまちづくり

### (1) 教育・文化芸術活動・スポーツ等の充実

発達障害等で支援の必要な子どもたちが、夢や希望をもって暮らせるよう療育、福祉、教育が連携し、一人ひとりの状態や特性に合ったきめ細やかな教育を充実します。

障害者の社会参加の促進を図るため、文化芸術活動・スポーツ等のイベント等を開催し、様々な活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

#### 【現状と課題】

- 本市では、幼稚園、小学校、中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、園や学校全体で特別支援教育を推進しています。アンケート調査では、現在受けている教育や学校生活について充実させるべき点は学習の支援という回答が多くあり、今後も教育関係機関と福祉関係機関が連携し、途切れのない特別支援教育を推進し、一人ひとりの特性に応じた支援の充実に努めます。
- 文化芸術活動・スポーツ等は、例年障害者スポーツ大会、障害者作品展を行い障害者の社会参加を推進しています。アンケート調査では、今後参加したい活動について、旅行の他、趣味の活動という回答がありました。今後は、障害者と市民が交流できるような様々な文化、スポーツイベントに気軽に参加できる環境づくりを進めます。

①学校教育の充実

取り組み	内容	関連部署
特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 障害がある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行う特別支援教育<sup>3</sup>を推進します。</li> <li>➤ 特別支援教育を推進する中で、支援学級を設置し、一人ひとりの力を伸ばすカリキュラムを作成し、推進します。</li> <li>➤ 乳幼児期からの途切れのない障害児支援のために、福祉関係機関と教育機関の連携をさらに強化します。</li> <li>➤ 子どもや地域住民が障害や障害者に対する理解を深めることができるよう、教育の充実を図ります。</li> <li>➤ 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の活性化を図ります。</li> <li>➤ 通級指導教室<sup>4</sup>を設置し、通常学級に在籍するLD<sup>5</sup>(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症<sup>6</sup>等の障害がある児童・生徒に対する支援体制の充実を図ります。</li> <li>➤ 特別支援学校や各専門機関と連携した研修会の実施等により教職員の研修を行います。</li> </ul>	<p>人権教育課 障害福祉課 子育て支援課 療育センター 子ども総合相談センター</p>

<sup>3</sup> 特別支援教育：障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育ニーズに沿った適切な指導や支援を行う学校教育の制度。

<sup>4</sup> 通級指導教室：通級による指導は小・中学校の通常学級に在籍する障害のある児童の特性に合わせた個別の指導を行う教室です。

<sup>5</sup> LD/ADHD：LDとは、学習障害（Learning Disabilities）の略称。基本的な知的能力は問題がないにも関わらず、特定の科目や課題に著しい困難を示す障害。ADHDとは、発達障害の一つのタイプであり、落ち着きがなかったり、ソワソワしたり、何もないのに立ち歩いたりすることが特徴で、しばしば社会適応が困難になってしまったりします。

<sup>6</sup> 高機能自閉症：発達障害の中でも、人とコミュニケーションをとることが困難、強いこだわりがあるなどの特徴があるものが自閉症とされますが、この中でも、知的障害を伴わないもの（知能指数（IQ）が70以上）を指します。

②文化芸術活動・スポーツ等の振興

取り組み	内容	関連部署
文化芸術活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 障害者が気軽に参加できる趣味・文化活動に関する情報の提供等に努め、障害者の社会参加の促進を図ります。</li> <li>➢ 障害者の作品展の開催及び、障害者の作品を発表できる場を積極的に提供します。</li> </ul>	障害福祉課 生涯学習・スポーツ課 ブランド推進課
ボランティア・指導者の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 障害者の芸術・文化活動及びスポーツ等を支えるボランティア等の人材育成及び確保に努めます。</li> </ul>	障害福祉課 生涯学習・スポーツ課 ブランド推進課
スポーツ・レクリエーション活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 障害者を対象とした各種スポーツ・レクリエーション教室等の情報提供を行い、障害者スポーツの普及に努めます。</li> <li>➢ 障害者が気軽に参加し、楽しめるような教室等を検討するとともに、障害者の参加を推進します。</li> </ul>	障害福祉課 生涯学習・スポーツ課
障害者スポーツ大会の開催(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 障害者が、スポーツの楽しさを実感する障害者スポーツ大会を今後も継続して実施します。</li> </ul>	障害福祉課

【現状と方向性】

指標1 趣味やスポーツで外出する人の割合 (%)

現状：アンケート調査結果 12.2% 方向性：増やす

指標2 コンサートや映画・スポーツ等の鑑賞、教室等への参加したい人の割合 (%)

現状：アンケート調査結果 41.9% 方向性：増やす

○障害者作品展の様子 (毎年3月)



## （2）雇用・就業への支援

障害者が各々の働く能力や個性を活かし、生きがいと働きがいのある生活の実現を目指すため、一般就労に向けた支援や福祉的就労の支援を行います。また、企業に対して障害者雇用についての啓発を行います。

### 【現状と課題】

- 障害者に対するアンケート調査では、障害者の就労支援として必要なことは、「職場の人が障害について理解があること」と多くの方が回答しています。また企業に対するアンケート調査では、障害者を雇用するにあたり配慮したこととして、「業務遂行を援助する者を配置」「短時間勤務など勤務時間の配慮」と回答した企業がありました。今後も企業への障害者雇用の啓発を継続して行います。
- 一般就労が困難な障害者にとって、就労支援事業所等は、それぞれの適性に応じた作業指導や生活指導を行い、一般就労に向けた準備の場、社会参加の場としての機能を有しています。今後も工賃の向上や一般就労への移行を推進するため、就労支援事業所等が提供する物品、役務の優先調達の推進や、企業等での実習及び求職活動への支援が必要です。障害者の社会参加の喜びや生きがいにつながるよう、一般就労の定着を図るとともに、事業所支援を充実させる等の支援を継続する必要があります。

## 第2部 各論

### ①障害者雇用の促進

取り組み	内容	関連部署
企業への訪問活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 関係機関と連携し、市内の企業に対して障害者雇用の啓発のための訪問活動を行います。</li> <li>➢ 障害者雇用優良事業所・優秀勤労障害者を表彰し、広報に掲載します。</li> </ul>	商工課 障害福祉課
障害者を対象とした就職説明会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ハローワーク桑名や関係機関と連携し、障害者を対象とした就職説明会を開催し、就労への支援を行います。</li> </ul>	障害福祉課
就労支援のネットワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地域自立支援協議会の専門部会である「就労支援部会」で実施する企業訪問やシンポジウムを通じ、障害者の就労に向けての取り組みを推進します。</li> </ul>	障害福祉課
桑名市地域自立支援協議会での就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 障害者の一般就労を目指すため、当事者団体や関係機関が自立支援協議会で情報交換し、障害者の就労に向けた具体的な取組を協議します。</li> </ul>	障害福祉課
市職員の障害者雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 市職員の法定雇用率を達成するように計画的な採用を行います。また、障害者が働きやすい職場環境づくりに努めます。</li> </ul>	人事課 (全庁)

### ②個々の状態に応じた就労支援

取り組み	内容	関連部署
就労移行・就労継続支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 就労に必要な能力取得のための就労移行支援及び、就労を続けるための就労定着支援事業を充実し、障害者の自立に向けた支援を継続します。</li> </ul>	障害福祉課
物品等の優先調達推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律」に基づき、障害者就労施設からの物品・役務の調達について、全庁に情報提供し、優先調達を推進していきます。</li> </ul>	障害福祉課 契約監理課

### 【現状と方向性】

指標1 就労継続支援サービスの利用者数

現状：416人 方向性：増やす



指標2 障害のある方を雇用している事業所の割合 (%)

現状：アンケート調査結果 33.8% 方向性：増やす



（3）行政サービスにおける配慮

障害者差別解消法においては、障害者に対する行政サービス等における配慮が求められています。障害者が適切な配慮の各種行政サービスが受けられるよう、市職員の障害に対する理解を深めるとともに、選挙等における配慮を引き続き行います。

<b>【現状と課題】</b>	
➢	アンケート調査では、桑名市の窓口の対応について、よいまたはどちらかといえ ばよいの回答は75%ありましたが、悪いまたはどちらかといえれば悪いとの回答が 10%ほどありました。今後も、平成28年に策定した「障害者差別解消法桑名市職 員対応要領」に基づいた適切な配慮に基づいた対応を行い、気持ちの良い対応を 心掛けます。

①行政機関・選挙等における配慮

取り組み	内容	関連部署
障害者に対する 窓口対応への配 慮	➢ 障害者に配慮した対応に努めるとともに、各課 窓口での親切かつ丁寧な対応に努めます。	障害福祉課 (全庁)
障害者への適切 な対応につい ての研修	➢ 市職員の障害に対する理解促進のための研修 を引き続き行います。 ➢ 障害者差別解消法の知識や、窓口対応等で必要 な障害者への配慮の内容等、市職員に必要な情 報を掲示し、知識の醸成に努めます。	障害福祉課 人事課
障害者等に対す る選挙におけ る配慮	➢ 選挙の投票所におけるスロープ設置、点字によ る投票補助等を行い、投票しやすい環境づく りを推進します。	総務課 障害福祉課

【現状と方向性】

**指標1** 桑名市役所（市の公共施設・機関）の窓口等での対応が、  
よいと感じている人の割合（％）  
現状：アンケート調査結果 75.0%以上 方向性：増やす

**指標2** 障害の理解のための市職員の研修の実施  
方向性：年1回以上実施



# 第2章

第6期桑名市障害福祉計画・  
第2期桑名市障害児福祉計画

---



## 第6期桑名市障害福祉計画・第2期桑名市障害児福祉計画

### 1 障害福祉計画・障害児福祉計画とは

障害福祉計画は、障害者総合支援法に規定されるサービスを計画的に整備することを目的として、市町村及び都道府県がそれぞれの実情に基づき策定します。第6期は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間の計画として策定します。

障害児福祉計画とは、児童福祉法に規定されるサービスを計画的に整備することを目的に、平成30（2018）年度から市町村及び都道府県に策定が義務付けられました。第2期は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間の計画として策定します。

### 2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の内容

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画では、障害者の高齢化・重度化・多様化や障害者を支える家族の高齢化、障害児支援のニーズの多様化、さらに共生社会の実現に向けた取組を推進する視点に立ち、次の事項を成果指標として定めます。

#### ■令和5（2023）年度までに重点的に取組む目標

- ①福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥相談支援体制の充実・強化等
- ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### ■障害者総合支援法に基づくサービスの必要な見込量と確保策

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

### ■児童福祉法に基づくサービスの必要な見込量と確保策

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

### ■地域生活支援事業等の実施に関する事項

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの各年度における地域生活支援事業等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

## 3 障害福祉計画・障害児福祉計画策定にあたっての視点

### （1）基本理念

本市では、障害者計画で位置づけている理念を障害福祉計画・障害児福祉計画においても共通の理念として掲げ、障害福祉施策の推進に取り組んでいきます。

## 障害があってもなくても

## みんなが気持ちよく過ごせる明るいまちづくり

この基本理念に基づき、障害福祉計画・障害児福祉計画の推進においては、4つの視点を踏まえて、推進していきます。

## (2) 視点

### 視点1 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

### 視点2 市を基本とする身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害者が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市が主体となって実施することを基本とします。また、障害種別によらず、障害福祉サービスの対象となる身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等に対して、サービスの充実を図ります。

### 視点3 障害者の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者の自立支援の観点から、福祉施設への入所又は、病院への入院等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス<sup>7</sup>の提供等、地域の社会資源を最大限に活用して提供体制の整備を進めます。

### 視点4 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。そのため、障害児及びその家族に対し、障害が疑われる早期の段階から支援できるよう、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、人工呼吸器他医療を要する状態の障害児が保健・医療・障害福祉・保育・教育等の支援を円滑に受けられるよう、関係機関が連携し、共通の理解に基づき協働する支援体制の構築を進めます。

<sup>7</sup> インフォーマルサービス：各種機関、サービス事業所による（公的な）サービスであることに対して、インフォーマルサービスは、地域のボランティアや近隣の支えあいなどの（私的な）サービスです。

## 4 障害福祉サービスの基盤整備の考え方

障害福祉サービスの基盤整備にあたっては、基本理念、基本的な視点を踏まえ、下記の点に配慮して、数値目標を設定し、計画的に推進していきます。

### (1) 基盤整備の考え方

#### ①地域の受入れ体制の構築

障害者が地域の中で暮らしていくためには、地域に暮らす市民の理解と協力が必要です。このため、障害者や障害に関する広報・啓発活動を推進します。

また、障害者を地域全体で見守る体制の構築を図ります。

#### ②相談支援体制の充実

日頃の悩みや不安を解消するための相談支援事業の充実を図ります。身近な場所で一般的な相談から専門相談までを受けることのできる相談支援体制の充実を図ります。

#### ③希望する障害者の日中活動系サービスの充実

希望する障害者が適切にサービスを受けられるように、日中活動系サービス（生活介護・就労継続支援等）の充実を図ります。

#### ④グループホームの充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてグループホームの充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

### ⑤就労支援の充実

---

障害者一人ひとりの希望に沿った就労支援が行えるよう関係機関との連携を図り、様々な支援を行っていきます。

就労移行支援事業の推進を図り、福祉施設から一般就労への移行を進めます。

### ⑥サービス提供事業者の確保

---

障害福祉サービスや地域生活支援事業等の各種サービスの安定的な供給を確保するため、事業を行う意向のあるサービス提供事業所やNPO、企業等の把握に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業所の参入を促進します。

### ⑦サービスに関する情報提供体制の整備

---

障害者が自身の選択により、心身の状態に応じたサービスを受けるためには、制度や福祉サービスに関する理解を深めることが重要です。

サービス内容の広報を積極的に行うとともに、障害者が情報を円滑に入手できるよう支援を行います。

## 5 令和5（2023）年度までに重点的に取り組む目標

第6期桑名市障害福祉計画では、施設に入所している障害者の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行等を進めるため、令和5年度末を目標年度とし、国の基本指針を参考に本市の実情を踏まえた数値目標を設定し、障害者の自立に向けた地域移行を推進します。

### （1）福祉施設から地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者について、グループホームやひとり暮らしなど、地域生活への移行を推進します。

#### 《第5期の進捗状況》

第5期障害福祉計画では、①令和2年度末までに平成28年度末時点の施設入所者数（125人）の9%（12人）が地域生活に移行することを目標としました。

入所施設からの地域移行

令和2年度末 までの目標	令和元年度末 までの実績	令和元年度末 までの進捗率
12人	1人	8%

地域移行者数については、入所者の重度化・重複化が進んでおり、地域移行が難しい層が多いことから目標達成は厳しい見込みです。また、これまで地域生活をしてきた障害者も、本人やご家族の高齢化が進んだことにより、施設入所を希望する方が多くなっています。

《第6期の目標と考え方》

※第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の両方を合わせて「第6期」と標記します。(以下同じ)

【目標】

第6期障害福祉計画では、①令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数(129人)の6%(8人)を地域生活に移行することを目標とします。  
②令和元年度末時点の施設入所者からの削減数については、本市の入所施設の定員が少ないことを鑑み、現状の水準を維持します。

項目	数値	備考
令和元年度末時点の入所者数(A)	129人	
【目標値①】(B) 入所施設からの地域移行	8人	(A)のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する方の目標数
新たな入所施設利用者数(C)	5人	令和5年度までに新たに入所施設利用が必要な方の見込数
令和5年度末の入所者数(D)	126人	令和2年度末の利用者見込数(A-B+C)
【目標値②】(E) 施設入所者の削減数	3人	差引削減見込数(A-D)

【考え方】

- 目標値①の地域移行者数については、第5期での目標達成は厳しいことから、引き続きグループホーム等の受け入れ体制の充実に努め、入所施設から地域への移行に向けた取り組みを積極的に進めています。
- 目標値②の施設入所者数については、引き続き地域移行に向けた取組を積極的に進めていくものの、本市の施設数が1ヶ所のみであることや、施設への入所による支援がふさわしい障害者も多くいることを踏まえ、上記の目標値とします。

(参考) 市内の入所施設： 1施設・定員 40名(令和2年4月1日現在)

《目標達成のための方策》

- 障害者相談支援センターのあり方検討、短期入所の拡充、ヘルパーの拡充、地域生活支援拠点の整備などを行い、地域生活を支える体制を強化します。
- 地域における生活の場(グループホームなど)と日中活動の場(通所施設など)の整備を進めます。
- 入所者の高齢化や重度・重複障害の受入れに対応できるグループホームの整備の必要性を民間事業者に働きかけ、地域で暮らしていける体制づくりを進めます。

## 第2部 各論

### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、前期計画に引き続き精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

現在、地域自立支援協議会の専門部会において協議が進められており、早い段階での構築を目指します。

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり）の集約等を行う拠点を整備します。

#### 《第5期の進捗状況》

第5期障害福祉計画では、地域生活支援拠点を令和2年度までに1か所設置することを目標とし、整備してきました。

#### 《当該施設が提供するサービス》

生活介護、短期入所、相談支援、地域生活支援事業である日中一時支援、市の単独事業である障害者生活支援・地域交流事業（地域交流、ボランティアの育成等）

#### 《第6期の目標と考え方》

##### 【目標と考え方】

地域生活支援拠点の機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行を推進します。

《第5期の進捗状況》

第5期障害福祉計画では、令和2年度の年間一般就労者数については、平成28年度の実績（13人）の1.5倍である20人を、令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数については、平成28年度の利用者数（21人）の2割増である33人を、また、令和2年度の就労移行支援事業所数を2カ所、令和2年度における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数を1カ所、を目標としました。

	目標値	平成30年度の実績	令和元年度の実績
①令和2年度の年間一般就労者数	20人	12人	23人
②令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数	33人	21人	20人
③令和2年度における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数	1カ所	なし	2カ所

《第6期の目標と考え方》

過去の実績及び国の指標を踏まえ、次のとおり目標を設定することとします。

【目標】

項目	数値
【目標値①】令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者数	30人
【目標値②】令和5年度の就労移行支援事業所から一般就労への移行者数	9人
【目標値③】令和5年度の就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数	13人
【目標値④】令和5年度の就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数	6人
【目標値⑤】令和5年度の就労定着支援事業を利用して一般就労する利用者数	8人
【目標値⑥】令和5年度の、一般就労への移行者数全体に占める就労定着支援事業を利用して一般就労する利用者数の割合	35%
【目標値⑦】令和5年度の就労定着支援事業所数	3カ所
【目標値⑧】一般就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数	2カ所

**【考え方】**

- 目標値①については、過去の実績を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍である30人を目標値として設定します。
- 目標値②については、過去の実績と国の指針を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績の7人の3割増である9人を目標値として設定します。
- 目標値③、④については、過去の実績と国の指針を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績のそれぞれ10人の1.26倍である13人、5人の1.23倍の6人を目標値として設定します。
- 目標値⑤～⑧については、過去の実績と国の指針を踏まえ、それぞれの目標値として設定します。

**《目標達成のための方策》**

- 民間企業等における就労体験や職場実習を通じて、就労意欲の喚起や就労に向けた支援を促進します。
- 就労移行支援事業所等の就労支援事業により、福祉施設から一般就労への移行を促進します。
- ハローワークと共同し、障害者合同面接会を毎年開催します。

**(5) 障害児支援の提供体制の整備等**

児童発達支援センターは、地域の障害児療育の拠点となる施設であり、令和2年度までの設置を目指し、桑員圏域で会議を開催するなどして、調整を図りました。

**《第5期の進捗状況》**

**①児童発達支援センターの設置**

児童発達支援センターは、地域の障害児療育の拠点となる施設であり、令和2年度までの設置を目指し、桑員圏域で会議を開催するなどして、調整を図りました。

**②保育所等訪問支援の利用体制の構築**

児童発達支援センターの設置の検討において、保育所等訪問支援を含めた支援を実施する児童発達支援センター設置の調整を図りました。

**③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保**

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を1か所、放課後等デイサービス事業所を1か所ずつ確保しました。

**④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置**

平成27年度に設置された「eケアネットそういん」において、医療、保健、福祉、教育、行政の関係機関が、年4回、連携を図るための協議を行いました。

《第6期の目標と考え方》

【目標】

項目	数値	備考
【目標値①】 児童発達支援センターの設置	1か所（現在0か所）	令和5年度末までに整備する児童発達支援センターの箇所数
【目標値②】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1か所（現在0か所）	令和5年度末までに整備する保育所等訪問支援を実施する事業所の箇所数
【目標値③】 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援事業所 2か所（現在1か所） 放課後等デイサービス事業所 2か所（現在1か所）	令和5年度末までに整備する重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の箇所数
【目標値④】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	医療的ケア児支援のための協議の場の設置数
【目標値⑤】 医療的ケア児支援のためのコーディネーター配置	1名	令和5年度末までに配置する医療的ケア児等コーディネーターの配置数

【考え方】

- 目標値①については、児童発達支援センターの設置について、具体的な方策の検討、調整を行います。
- 目標値②については、保育所等訪問支援を実施する児童発達支援センター設置の具体的な方策を検討、調整します。
- 目標値③については、現在設置している重症心身障害児を支援する事業所の着実な運営とともに、新規事業所の設置を検討、調整し、支援可能な事業所の拡充を図ります。
- 目標値④については、医療的ケア児支援のための方策をより充実させるために、引き続き、医療、保健、福祉、教育の関係者で構成される協議の場を設置します。
- 目標値⑤については、医療、福祉等関係機関の連携をより強化するため、医療的ケア児等コーディネーターの配置を検討、調整します。

《目標達成のための方策》

- 目標値①については、児童発達支援センター設置に向けて、桑員圏域での会議を引き続き開催することなどで、具体的方策の検討、調整を行います。
- 目標値②については、桑員圏域での会議を開催することなどで、保育所等訪問支援を実施する児童発達センター設置に向けての具体的方策の検討、調整を行います。
- 目標値③については、医療的ケア児を含む重症心身障害児の実情や課題を踏まえ、重症心身障害児を支援する事業所の新規参入を促す手法を検討します。
- 目標値④については、eケアネットそういんの中で、医療的ケア児の実情把握を行うとともに、地域の支援体制に関する課題や情報交換を行い、地域の実情に応じた体制整備について協議します。
- 目標値⑤については、医療的ケア児等支援コーディネーター配置に向けて、医療的ケア児支援にかかる研修会への派遣等で人材育成を図るとともに、配置に向けての検討を行います。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談体制の強化に向けた取り組みを進めます。

《第6期の目標と考え方》

【目標】

相談支援体制を充実・強化する取組の中核となる基幹相談支援センターを設置しているが、1事業所当たりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所が多いことから、これら事業所を援助するなど相談支援体制の更なる充実に向けた取組を行っていきます。

項目	数値	備考
【目標値①】 相談支援事業所の情報共有の場の確保	年1回以上	自立支援協議会の専門部会である「あしすと」を活用
【目標値②】 相談支援専門員の研修	年1回	新規採用専門員を対象とした研修

【考え方と目標達成のための方策】

- 相談支援事業所における相談支援員の負担が大きくなっていることから、事業所同士の情報交換、情報共有の場を設け、相談支援体制の充実を図る。
- 年1回の相談支援専門員新規採用研修を実施し、相談員の確保に努める。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築（新規）

障害福祉サービス等の質を向上させる取り組みとして、市職員が障害者総合支援法の具体的内容の理解を深め、障害福祉サービスの利用状況を把握し、障害者が真に必要とするサービスが提供できているのかの検討を行います。

項目	数値
【目標値①】 三重県等が実施する各種研修の活用	年1回以上

【考え方と目標達成のための方策】

- 障害福祉サービスの質の向上のためには、市職員の障害福祉サービスに対する知識の向上が必要です。そのため、三重県等が開催する研修会等に積極的に参加し、知識の向上に努めます。

## 6 障害福祉サービス等の成果目標と確保策

### (1) 訪問系サービス

#### 《サービスの概要》

	サービス名	内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障害者に対して意思疎通の支援その他の支援を行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行います。
	行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行います。
	重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。

《第5期の進捗状況》

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
居宅介護	人/月	128	108	134	112	140	115
	時間/月	1,846	1,445	1,947	1,502	2,048	1,547
重度訪問介護	人/月	4	2	5	1	6	1
	時間/月	1,240	435	1,550	372	1,860	387
同行援護	人/月	22	21	23	22	24	17
	時間/月	198	133	207	129	216	108
行動援護	人/月	2	2	2	2	2	1
	時間/月	22	20	22	17	22	13
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	1	0
	時間/月	0	0	0	0	250	0

○行動援護については概ね目標どおりとなっていますが、その他は大きく下回っています。

《第6期の見込量と考え方》

	単位	令和3年度見込量	令和4年度見込量	令和5年度見込量
居宅介護	人/月	119	122	126
	時間/月	1,587	1,637	1,689
重度訪問介護	人/月	2	2	2
	時間/月	401	416	432
同行援護	人/月	24	24	24
	時間/月	216	216	216
行動援護	人/月	2	2	2
	時間/月	22	22	22
重度障害者等 包括支援	人/月	1	1	1
	時間/月	250	250	250

※各サービスにおいて、第5期実績の伸び率等を踏まえて第6期見込量を算定しました。

《見込量を確保するための方策》

- サービスの内容や利用方法を周知し、適切な利用を促進します。
- 利用者のニーズを的確に把握し、計画相談支援事業所と連携を図り事業者への情報提供を行います。
- 市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図り、サービス見込み量を提供できる体制を確保します。

(2) 日中活動系サービス

《サービスの概要》

		サービス名	内容
介護給付	短期入所 (ショートステイ)		居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。
	療養介護		病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
	生活介護		障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

サービス名		内容
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
	自立訓練（生活訓練）	障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
	宿泊型自立訓練	障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

サービス名		内容
訓練等給付	就労移行支援	就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。
	就労継続支援（A型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
	就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
	就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

## 《第5期の進捗状況》

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
短期入所（ショートステイ）	人／月	55	65	61	65	67	38
	時間／月	275	286	305	316	335	190
療養介護	人／月	11	11	11	11	11	10
生活介護	人／月	263	266	267	274	271	272
	時間／月	5,260	5,240	5,340	5,409	5,420	5,541
自立訓練（機能訓練）	人／月	2	1	2	1	2	1
	人日／月	5	10	5	5	5	15
自立訓練（生活訓練）	人／月	12	9	12	8	12	9
	人日／月	180	154	180	134	180	157
就労移行支援	人／月	27	26	30	26	33	29
	人日／月	486	441	540	371	594	472
就労継続支援（A型）	人／月	152	143	161	151	170	169
	人日／月	2,736	2,632	2,898	2,771	3,060	3,128
就労継続支援（B型）	人／月	201	217	203	225	205	228
	人日／月	3,618	3,797	3,654	3,994	3,690	4,208
就労定着支援	人／月	3	1	3	3	3	6

○療養介護、生活介護は概ね目標どおりとなっています。短期入所は目標を上回っており、ニーズが高くなっています。

○就労系のニーズは全体的に高く、特に就労継続支援B型の利用者数は見込みを上回っています。

## 《第6期の見込量と考え方》

	単位	令和3年度見込量	令和4年度見込量	令和5年度見込量
短期入所（ショートステイ）	人／月	72	79	87
	時間／月	349	385	425
療養介護	人／月	11	11	11
生活介護	人／月	275	278	281
	時間／月	5,644	5,786	5,931
自立訓練（機能訓練）	人／月	2	2	2
	人日／月	18	18	18
自立訓練（生活訓練）	人／月	12	12	12
	人日／月	165	165	165
就労移行支援	人／月	31	32	34
	人日／月	471	482	493
就労継続支援（A型）	人／月	182	197	214
	人日／月	3,320	3,588	3,877
就労継続支援（B型）	人／月	234	240	246
	人日／月	4,384	4,599	4,825
就労定着支援	人／月	6	6	6

※各サービスにおいて、第5期実績の伸び率等を踏まえて第6期見込量を算定しました。

## 《見込量を確保するための方策》

- 短期入所事業所が市内に少ないため、民間事業者に働きかけ新規設置を推進します。
- 地域移行への促進や障害児サービスからの移行に伴う利用者のニーズに対応できるよう、サービス提供の確保に努めます。
- 一人ひとりの障害特性や適性に応じたサービス利用を促進します。
- 福祉施設から一般就労への移行を促すため、一般企業等関係機関との連携と情報共有に努めます。
- 一般就労に移行した障害者が安定した就労を継続できるよう、定着に向けた支援を充実します。

(3) 居住系サービス

《サービスの概要》

サービス名	内容
施設入所支援	施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。
共同生活援助（グループホーム）	障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。

《第5期の進捗状況》

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
施設入所支援	人/月	123	126	122	129	122	128
自立生活援助	人/月	1	0	1	0	1	0
共同生活援助 （グループホーム）	人/月	88	98	90	98	92	104

○グループホームのニーズは高く、各年とも目標を上回っています。

《第6期の見込量と考え方》

	単位	令和3年度見込量	令和4年度見込量	令和5年度見込量
施設入所支援	人/月	128	127	126
自立生活援助	人/月	1	1	1
共同生活援助 （グループホーム）	人/月	107	110	114

※各サービスにおいて、第5期実績の伸び率等を踏まえて第6期見込量を算定しました。

《見込量を確保するための方策》

- 地域での自立した生活ができるよう施設入所からグループホーム等への移行を進めつつ、地域移行が困難な障害者の状況を把握し、適切なサービスが受けられるよう支援を行います。
- グループホームは障害者が地域で自立した生活を送るための重要な役割を担う社会資源であるため、今後より一層設置の促進に取り組みます。
- ニーズに合った見込量の確保のため、市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図ります。

(4) 相談支援

《サービスの概要》

サービス名	内容
計画相談支援	障害者が利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。
地域定着支援	単身で生活している方や同居している家族から支援を受けられない方を対象に、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行います。

《第5期の進捗状況》

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
計画相談支援	人/月	133	119	143	141	153	140
地域移行支援	人/月	1	1	1	1	1	0
地域定着支援	人/月	1	0	1	0	1	0

《第6期の見込量と考え方》

	単位	令和3年度見込量	令和4年度見込量	令和5年度見込量
計画相談支援	人/月	152	165	179
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1

※各サービスにおいて、第5期実績の伸び率等を踏まえて第6期見込量を算定しました。

《見込量を確保するための方策》

- 基幹型相談支援センターを中心に、相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、障害者の相談支援体制の充実を図ります。
- 対応困難な事例にも対応できるよう、より専門的な相談支援体制の充実を図ります。

(5) 障害児支援（児童福祉法に基づくサービス）

《サービスの概要》

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用にあたって、障害児サービス等利用支援計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとにモニタリングを行います。

《第1期障害児福祉計画の進捗状況》

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
児童発達支援	人/月	70	108	80	127	90	97
	人日/月	700	658	800	787	900	798
医療型児童発達支援	人/月	2	0	4	0	6	0
	人日/月	20	0	40	0	60	0
放課後等デイサービス	人/月	176	249	189	253	202	234
	人日/月	1,936	2,388	2,079	2,802	2,222	3,052
保育所等訪問支援	人/月	2	0	4	0	6	0
	人日/月	4	0	8	0	12	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	0	2	0	3	0
障害児相談支援	人/月	89	82	109	95	129	108

○放課後等デイサービスはニーズが高く、見込みを上回っています。

## 《第2期障害児福祉計画の見込量と考え方》

	単位	令和3年度見込量	令和4年度見込量	令和5年度見込量
児童発達支援	人/月	116	119	122
	人日/月	742	762	781
医療型児童発達支援	人/月	2	4	6
	人日/月	20	40	60
放課後等デイサービス	人/月	359	406	459
	人日/月	3,698	4,182	4,728
保育所等訪問支援	人/月	2	4	6
	人日/月	4	8	12
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	2	3
障害児相談支援	人/月	105	115	125

※各サービスにおいて、第1期実績の伸び率等を踏まえて第2期見込量を算定しました。

## 《見込量を確保するための方策》

- 医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援は対応できる事業所が少ないため、サービス提供体制の確保に努めます。
- 18歳到達後に円滑に障害福祉サービスに移行できるよう、関係機関と連携を密にして対応します。

(6) 地域生活支援事業（市町村必須事業）

《サービスの概要》

障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するサービスです。地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することが求められています。

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障害者が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	障害者及びその家族並びに地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。
相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者及び精神障害者に対し、成年後見制度の利用支援を行い、知的障害者及び精神障害者の権利擁護を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳者・要約筆記者の派遣により、障害者等との意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障害者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。

サービス名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者との交流活動の促進、広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障害に対する理解促進に係る啓発等を行います。

《第5期の進捗状況》

		単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	1	0	1	1	1	1
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	か所	1	0	1	0	1	0
成年後見制度利用支援事業		人/年	3	0	4	0	5	1
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	312	319	330	399	348	269
	手話通訳者設置事業	件/年	2	2	2	2	2	2
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	8	5	8	8	8	0
	自立生活支援用具	件/年	21	18	25	19	30	21
	在宅療養等支援用具	件/年	25	14	25	23	25	12
	情報・意思疎通支援用具	件/年	25	15	25	14	25	12
	排せつ管理支援用具	件/年	2,900	1,192	3,000	1,208	3,100	948
	居室生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	9	1	10	8	11	1
手話奉仕員養成研修事業		人/年	20	20	20	20	20	20
移動支援事業		人/年	176	125	186	140	196	155
		時間	6,688	3,798	7,068	4,082	7,448	1,941
地域活動支援センター事業		か所	4	4	4	4	4	4
		人/年	40	35	40	33	40	30

《第6期の見込量と考え方》

		単位	令和3年度 見込量	令和4年度 見込量	令和5年度 見込量
理解促進研修 ・啓発事業		実施の 有無	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の 有無	有	有	有
援相 事談 業支	基幹相談支援センター 等機能強化事業	か所	1	1	1
	住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	か所	1	1	1
成年後見制度利用支援事業		人/年	3	3	3
成年後見制度 法人後見支援事業		実施の 有無	有	有	有
意思 疎通 支 援 事 業	手話通訳者・要約筆記 者派遣事業	件/年	347	351	355
	手話通訳者設置事業	件/年	2	2	2
日 常 生 活 用 具 給 付 等 事 業	介護・訓練支援用具	件/年	10	10	10
	自立生活支援用具	件/年	17	17	17
	在宅療養等支援用具	件/年	25	25	25
	情報・意思疎通 支援用具	件/年	25	25	25
	排せつ管理支援用具	件/年	1,240	1,275	1,311
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	10	10	10
手話奉仕員養成研修事業		人/年	20	20	20
移動支援事業		人/年	155	172	190
		時間	4,157	4,234	4,311
地域活動支援センター事業		か所	4	4	4
		人/年	40	40	40

※各事業において、第5期実績の伸び率等を踏まえて第6期見込量を算定しました。

《見込量を確保するための方策》

- 障害者のニーズを把握し、必要なサービスを提供します。
- 手話奉仕員養成研修等で意思疎通支援等ボランティアの育成を行い、障害者のサポート体制の充実を図ります。
- ニーズに合った見込量の確保のため、自立支援協議会、市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を促進します。
- 桑名市社会福祉協議会における桑名市福祉後見サポートセンターとの連携など、成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた成年後見制度の普及・利用促進に向けた取り組みを行います。
- 地域社会での障害者への理解促進に向け、さらなる啓発を推進します。

(7) 地域生活支援事業（任意事業）

《サービスの概要》

その他の地域生活支援事業として、訪問入浴サービス、生活訓練、日中一時支援事業等を実施しています。

サービス名	内 容
知的障害者職親委託	職親委託事業は、知的障害者に理解のある職親の下で、仕事をしながら生活・職業訓練を行うことを委託する事業です。
パソコン研修	パソコンの活用で、障害者のコミュニケーションを円滑にするとともに、社会参加を目的にパソコン訪問講習を行います。
歩行訓練・点字教室	視覚障害者を対象に、歩行訓練及び点字指導を行います。点訳、音訳等わかりやすい方法で、視覚障害者に市の広報等、障害者が地域生活をする上で必要度の高い情報等を定期的に提供します。
在宅障害者デイサービス事業	在宅障害者の方の自立の促進や生活の改善、身体機能の維持向上等を図るための各サービスを日帰りで受けられます。
点字・声の広報等発行事業	点訳、音訳等わかりやすい方法で、視覚障害者に市の広報等、障害者が地域生活をする上で必要度の高い情報等を定期的に提供します。
奉仕員養成講座	手話奉仕員の養成及び奉仕員のスキルアップ研修事業を実施します。点訳及び朗読奉仕員養成事業を桑名市社会福祉協議会に委託し実施します。
自動車運転免許取得助成事業	身体障害者が、普通運転免許を取得した場合、その取得に要した費用の3分の2に相当する額を支給します。（10万円限度）
自動車改造費助成事業	身体障害者が自動車のハンドル及びアクセル・ブレーキの一部を改造する必要がある場合、その費用に対して10万円を上限として支給します。

サービス名	内 容
日中一時支援事業	障害者に対して日中活動の場を提供し、一時的な介護や見守り等の支援を行うことにより、障害者及びその家族の地域における自立生活、社会参加を促進します。
訪問入浴サービス事業	訪問入浴事業者が対象者の自宅に訪問し、特殊浴槽を利用して入浴サービスを提供します。

《第5期の進捗状況》

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
知的障害者 職親委託	人/月	4	4	4	4	4	4
パソコン研修	人/月	10	7	10	10	10	9
歩行訓練	人/月	9	9	9	9	9	9
点字教室	人/月	5	5	5	5	5	4
自動車運転免許 取得助成事業	件/月	3	1	3	0	3	1
自動車改造費 助成事業	件/月	6	8	6	8	6	8
日中一時支援事業	人/月	200	165	200	195	200	107

《第6期の見込量と考え方》

	単位	令和3年度見込量	令和4年度見込量	令和5年度見込量
知的障害者 職親委託	人/月	4	4	4
パソコン研修	人/月	10	10	10
歩行訓練	人/月	9	9	9
点字教室	人/月	5	5	5
自動車運転免許 取得助成事業	件/月	2	2	2
自動車改造費 助成事業	件/月	8	8	8
日中一時支援事業	人/月	210	220	230

※各事業において、第5期実績の伸び率等を踏まえて第6期見込量を算定しました。

《見込量を確保するための方策》

- 障害者のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進します。
- ニーズに合った見込量の確保のため、障害者団体、市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を推進します。